

第十回 国会
衆議院

通商産業委員會議録第三十二号

(七四八)

昭和二十六年五月二十四日(木曜日)
午後一時五十四分開議

出席委員

委員長 小金 義照君
理事 高木吉之助君 理事 多武良哲三君
理事 中村 幸八君 理事 高橋清治郎君
今泉 貞雄君 小川 平二君
中村 純一君 福田 一君
南 好雄君 河野 金昇君
加藤 鐵造君 風早八十二君

出席國務大臣

通商産業大臣 横尾 龍君
出席府委員
通商産業政務次官 首藤 新八君
通商産業事務官 徳永 久次君
(資源庁鉱山局長)
委員外の出席者

通商産業事務官

(資源庁鉱山局長) 永野 量君
通商産業技官 平岡 廣助君
専門員 谷崎 明君
専門員 大石 主計君
専門員 越田 清七君

五月二十三日

高圧ガス取締法案(内閣提出第三〇号)(参議院送付)

同日
けい肺法の準独立立法化に関する諸願
(中村又一君紹介)(第二三八五号)
の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件

高圧ガス取締法案(内閣提出第三〇号)(参議院送付)

ニツケル製錬事業助成臨時措置法案
(内閣提出第一七七号)

○小金委員長 ただいまより通商産業委員會議を開会いたします。

昨日参議院送付議案高圧ガス取締法案が本委員会に正式に付託せられたので、本日はまずこの高圧ガス取締法案を一応議題といたします。

この際念のため申し上げておきますが、ただいま議題となつております高圧ガス取締法案は、お手元に配付してございます通り、政府原案を参議院において修正いたしましたものであります。この修正せられた議案が本委員会において審議いたします原案でございます。この修正点につき政府當局より發言を求められております。これを許します。首藤政務次官。

高圧ガス取締法案
右の内閣提出案は本院において修正議決した。よつて国会法第八十三條によりここに送付する。

昭和二十六年五月二十三日
参議院議長 佐藤 尚武
衆議院議長 林 譲治殿

高圧ガス取締法案の一部を次のように修正する。

第七十條 學識経験のある者のうちから任命された会長及び委員の任期は、六箇月とする。但し、一回に限り、再任を妨げない。

○首藤政府委員 本案の第七十條の中に審議員の任期の問題で、原案では六箇月、一回だけ再任を認める、それ以上は認めないということになつてお

つたのでありますが、参議院の方でいろいろ慎重に審議された結果、一回だけの再任では運用にいろいろの支障を来すであろうという御意見が非常に強く出まして、その結果「一回に限

り」という五字を削除いたしました。何回でも再任ができるということに修正いたしましたのであります。それ、適當な手続をふみまして、参議院の本會議を通過いたしましたのでありますので、さよう御了承をお願いしたいと思います。第でございます。

○小金委員長 それでは政府は本修正案に同意であります。本法律案に対する質疑は明日これを許すことといたします。

○小金委員長 次にニツケル製錬事業助成臨時措置法案を議題として、質疑を継続いたします。河野金昇君。

○河野(金)委員 まず第一にお伺いしたいと思ひますことは、本法案の施行によつて國家の負担はどれくらいになるかということなものであります。設備資金あるいは運搬資金の總額を幾らくらいに押えておられるかという問題、あるいは販売資金を積み立てて行つてどれくらいのカバーできるかという問題、事業はいつまで存続できるか、結局総合してこの損失補償はどのくらいになるか、大体鉱山局としては見通しを持つておられることであらうと思ひますが、その点をまず承りたいと存じます。

○徳永政府委員 昨日同様の御趣旨のお尋ねがございまして、お答えした

わけでありましたが、ただいま申し上げますことは、まだ若干暫定的だといふふうにお聞き取りをお願いしたいと思います。ただいま私どもが大体の見当をつけております数字を申し上げますと、約一トンの地金を生産するのに要する輸入鉱石代が約八十万円、それに製錬費がほぼ同額のものと見まして百六十

万円くらいになるわけでありまして、それに対して損失補償の対象になるべき金額はどの程度かということであり

ます。設備の建設費がどれくらいかということになるのですが、建設費が三億ないし四億でございまして、その中にこの法の七條の一号なり二号によりまして残存価格を控除する分もござい

ますので、それを控除して考えますと、この危険の対象に考へる金額は、設備建設費としては三億か三億以下であらうというふうに見ておるわけであり

ます。それが一つ、それから鉱石代がこの七條の三号にございまして、これは三分分に見ますと、四月分に見ますかによりまして、トン当り八十

十万円のもの、かりに月百トンと考へて参りました場合に、その三分分としますれば二億四千万円ということになるわけですが、先ほどの三億と、二

億四千万円と見まして考へてみますれば、五億四千万円というのが危険の対象になる投資額ということになるかと

思ひますが、それに対して、月々どの程度の積立金ができて参るかというところでございまして、これは販売価格のきめようによることがござい

ますが、かりにトン当り五十万円を見

るといたしますれば一月分として五千万円ということになるのであります。それから七千万円見るといたしますれば、月に七千万円と相なるかと思ひま

す。そういたしますと五十万円の場合に考へてみますと、投資額五億か五億四千万円とすれば、十箇月か十一箇月ということになります。それから七千万円というふうに見ますと、それ

に相なるかと思ひます。さういふことでお尋ねの國の損失補償を、どう予想しておるかということでございますが、これは実は私ども提案理由の説明にも、大臣から御説明申し上げました

ごとく、ただいまのような國際情勢が、先ほど計算いたしましたような月の数、十箇月とかあるいは七箇月とか続きました場合には、國の補償という

ようなものはなしで済むというふうに考へておるわけでございます。ただ最近のような國際情勢が、どの程度継続するものであるかということにつきま

しては、何人もちよつと見込みがつけて得ないというところに悩まされてお

りますので、その意味で、万一の場合に、積立金が十分たまたらない間に、國際情勢の変化等によりまして、事業が継続不可能になつたというときに、積立額の足らない分を國が補償するといふ積立て方に相なつておるわけでありま

にまかせておけぬと思う。こういうば
かな説明をしておつてはいけないと思
うが、鉱山局長からも少し責任ある
御答弁ができたらひとつしていただき
たいと思います。

○徳永政府委員 ただいま政務次官か
らお話がございましたように、私ども
としては法案をつくり出す際に、かつ
てニッケル製錬の経験を持つておりま
す別子鉱業といろ／＼連絡したことは
事実でございます。しかしながらこれ
はひとり別子鉱業に限つたわけではご
ざいせん。ニッケルの供給不足に悩
みましましたのは、去年の夏ごろ以降
であります。過去における製錬の業績
を持つております各社につきまして
は、ほとんど各社に、あなたの方でや
つてくれないかということをやつて當
つてみたのであります。大体その意思
がないというのが大半であつたわけで
あります。私も考えてみました場合に
この事業に着手しないかという、先
ほどもお尋ねがございましたにお答
えしましたように、数億円の投資を必
要とする事業であります。しかもこの
国際情勢が続きますならば、それが十
分カバーされるだろうということは言
えますが、しかし最近の国際情勢がい
つどのようになつて変化するかもしれ
ませんから、そういうようなことに相
なりました場合には、投資がすべてゼ
ロに帰すかもしれないという危険をは
らんだ事業であるわけでありまして、こ
れが事業者が技術を持つておりながら
乗り出そうとしない原因であるわけ
です。このことは日本だけに限るわけ
はございませんで、アメリカにおきま
しても、この種の危険な事業につきま

しては、実はR.F.C.つまり日本の昔
の産業設備営団と復興金融金庫とかね
合せたような機関があるわけでありま
すが、それが国の事業としてやつてお
るわけでありまして、日本におきまし
ても、私企業が危険を担当してやるには
あまりに危険の大きい仕事であるとい
う場合に、それを国の責任においてや
るといふのも一つの方式でございます
と、もし産業設備営団がおりますなら
ば、そこが設備をつくつてこういう仕
事をやるといふのも考え得る方式であ
つたかと思われまして、御承知のよう
に産業設備営団もこの四月をもつて実質
的に清算に入つたわけでありまして、
実はその以前から活動を制約されてお
つたような事情でございまして、この
方式を選び得なかつたわけでございます
す。しかし国家的に考えますならば、
何らかの国のギランティーを必要とす
る事業であるということが言えると思
います。この法案はこの一つの方式を
とつただけのものであります。たまた
まそれがあつた一、二の企業が適用を
受けるということになると思つてしま
う、企業体自身がみずからの責任にお
いてやるべき仕事ではないので、何ら
か円滑にする仕組みというものを国と
して当然考えてしかるべき事業である
というふうに考えておるわけでありま
す。

○河野(金)委員 今御説明のように、
よそは危険が大きいから、ひよつとす
ると投資がゼロになるかも知れぬ、
それが別子でやるといふから別子にや
らせる。これは一つの言い訳としては
そうかも知れませんが、その結果、
結局別子鉱業が日本のニッケル生産の
まるで独占事業というふうになつてい

つてしまふのではないかと思うので、
そういうことが独占禁止法の精神と照
し合せて、今の段階においてとるべき
態度であるかどうか。独占禁止法との
関連においての御見解が承りたいので
あります。それから結局これは別子鉱
業の独占になるとは思ひませんけれど
も、政府が今対象としておられるのは
別子鉱業だけのようでありまして、一
体政府はこの生産量をどのくらいに押
えておられるか。それから別子だけを
今の段階において御指定になるよう
であります。そうすると、よその方
のニッケルをつくつておられるところの
社、工場、こういうものの生産は結局
過剰になつて来るんじゃないか。政府
として別子の指定生産をひとつ半分に
らいにして、ほかの会社も指定に加入
されること、この意思があるのかないの
か、危険があるからやらぬとあるいは
おつしやるかも知れませんが、やると
いうのが出て来た場合に、別子だけに
やらせないで、ほかにもまわしてやら
れる意思があるかどうか、こういうこ
とを承りたいと存ずるのであります。

○徳永政府委員 私どもはただいまの
ところ、近い将来における需要がどの
程度になるか、従つて国内生産により
ましてどの程度のものを確保するとい
うことは検討しておるわけでございます
が、この法律は御承知のごとく第二
條をごらんいただきますれば、一定の
要件を備へた人は何人でも申請し得る
というところになつておりまして、それ
を拒否いたしました場合には、それを
公聴会にもかけまして、その拒否の理
由を明確にしなければならぬという
意味合いになつておるわけです。現実
にこの事業の対象としては、正式には

本案が通れば業者からいろ／＼な案が
出されるわけでありまして。私ども内々
事業法ができたという場合のお話を
聞いておるのは、ただいま御指摘がご
ざいました別子鉱業と、それから日本
アルミ——これは大平鉱業の技術の真
づけでやろうとしておられるのです
が、日本アルミ、それからもう一つ日
本冶金、これがメタルまでやるとい
うふうな／＼な段取りをお進めにな
つておる、こういうふうにお聞きし
ておるわけです。私どもはこの法案の第
二條の要件に従ひまして、具体的に
出した案を十分検討して考えたいとい
うふうに思つております。

なお御指摘ございました全体の数
量を、別子なら別子の分を半分くらい
にして、ほかのところにもまわすとい
うようなことを考えたらどうかという
ようなお話でありましたが、ただいまの
ところまだそれを審議する段階ではな
いんじゃないかというふうに私も思
つておるわけでありまして、具体的な計
画が出ましてもございまして、た
だ日本が考へておる全体の数字は、メ
タルとしてそうたくさんのものである
わけじゃないんだということ、ただ
いま申しました計画をお立てにならう
としておられる方には、それを申し上げ
ておるというふうな事情でございま
す。

生産能力はどのくらいあるか。それか
ら鉱石はニューカレドニアあたりから
お入れになるのではなからうかと思
うのですが、そういうものを見通しがつ
いておるかどうか、こういうことがわ
かつておつたら承りたいと思ひます。

○徳永政府委員 別子鉱業なら日本ア
ルミなり、非公式に書類の形でこんな
ことを考へておられるのだということ
を出したいとおるわけですか。それは
一昨日も申し上げたのであります。別
子鉱業は月百トンくらいの能力のも
ので考へたい。それから日本アルミは
五十五トンくらいのもので考へたいと
いうふうなお話を承つております。そ
の鉱石につきましても、日本アルミの
はフィリピン、別子の方の鉱石でござ
います。製法の異なるた湿式製錬のやり方です。こ
れはセレス、ニューカレドニアの鉱
石につきまして、有力な外国の貿易商
社から四口くらいの引合ひが来ており
まして、そのいずれの一方をとりまし
ても必要な数量を十分満たし得ると
いうような状況に進行しておるという
ふうに聞いております。

○河野(金)委員 この法案ができて指
定を受ける会社とか、あるいは工場以
外で、すでに鉱石の輸入等を計画し、
または契約のできておるところもある
やに承つておるわけなんでありまして
が、今度は国家の助成があるからとい
うようなことで、安い値段で契約して
いるのを——せつかく安く入れられる
ものなら安く入れて、国家の助成なし
にやつた方がいいと思ふのであります
が、国家の助成があるという、すぐ
甘えると思ふますが、依存する契約が
起くるのであります。一体今まで契約

しているのを、外貨資金のわくとか何かで、圧迫すると言つて語弊があるかもしれないが、そういう意地わるなものを入れてやつた方がいいのじやないだらうか。せつかく安く入るものを、国家の助成があるからといって、高くつり上げるようなことは、これは具体的にお知りにならなければあつてお教え申し上げますが、そういうことは国家の損でありまして、そういうことのないようにひとつ手配をしていただきたいと思つてます。そういう御用意があるかどうか。

○徳永政府委員 ただいまお話の、安い鉱石がどこから入ることになつてゐるが、それを政府が安いのをとめようとしてゐる……。

○河野(金)委員 いや、政府ではない。ほかの業者です。

○徳永政府委員 それは私どもとしてはおよそ考えられないことではございませう。鉱石は少しでも安いものを選ぶという方向でやるべきが当然でありますし、またそれに疑念を持たれるようなことは、私どもとしてははなはだ遺憾に存じます。

○河野(金)委員 ただ遺憾というだけでは困るので、私の方こそ遺憾であります。そういう事実があるものであります。いずれ局長や次官にあつて具体的ににお教えしますから、そんなことを言われるのは遺憾だなんてことを言われないうで、そういう事実があることの方がお遺憾でありますから、これはあとで御調査くださるなり、あるいは手配をしていただきたい問題だと思つてます。

それから私この間申ししばらく委員を

かわつておりました、あるいは説明の中にあつたかも知れませんが、あるいは重複したりして、ほかの同僚の諸君に御迷惑をかけるかも知れませんが、本法の適用は、この見出しにもある通り、ニッケルの助成でありまして、実際は日本の需要の三分の二ぐらいは、純粹のニッケルというよりも、フェロニッケルあるいはニッケルマツトというようものがこれをまかなつておるといふように聞いておるもので、特に今後の日本の合成繊維の将来なんかを考えると、純粹のものでなしに、こういうものが必要だと思つてあります。こういうものを本法で適用なさる御意思が——法案の上ではないやうであります。一体日本の現状からして広く解釈して、これを適用なさる御意思がないかどうかということをお聞きしたいと思つております。

○徳永政府委員 ニッケルの需要の内容とその用途別、またどういふ形が必要とされるかということ、参考資料としてお配り申し上げております「ニッケル最低限度年間必要量」という表でお知り願ひたいと思つてます。その中に、フェロニッケルの形においてニッケルが使用されるというものは、相当部分あるわけでありまして、しかしながらただいま御指摘のございましたやうな、三分の二にもなるというところではございませんで、三分の一か二分の一ぐらゐというところであらうかと思つております。それにしまして、そのフェロニッケルの仕事というものを本法の適用の対象にどうして考えないかというお尋ねかと思つております。これは私どもとしていろいろ検討を加えたのでありますが、フェロニツ

ケルにつきましては、輸入鉱石を原料とするフェロニッケルの製造設備といふものは、日本に戦時中もその仕事が行われておつたわけでありまして、それが全然傷つたかそのまますぐ利用できる形のものも温存されておるわけでありまして、従ひまして新たに事業を開始するとしても、何ら新規の投資を必要としないのではないかとこのふりに私どもは考えておるわけでありまして、従ひまして本法はメタルニッケルの製錬を考えた場合に、巨額の設備投資を必要とし、それが継続期間がいづつまで続くかわからぬという不安があることを考えまして、その趣旨から考えました場合に、フェロニッケルと全然事情が異なるというふうに判断してしかるべきでないかということ、この適用の対象から除外いたしておるわけでありまして。

○河野(金)委員 まだいろいろごまかい点でたくさん承りたいところがありますけれども、同僚諸君に譲りまして、いづれまた他の機会にもう少しこまかい事務的な点やら何やら承りたいと存じます。私の質問はこれをもつて一応打ち切ります。

○小金委員長 次は加藤鏡造君。

○加藤(鏡)委員 大臣は来られますか。実は先には大臣に伺ひたいと思つてます。

○小金委員長 今参議院に行つております。呼びにやらせませんから、それまで順序を変更されて、政府委員の方からお願ひいたします。

○加藤(鏡)委員 実は私は、提出されたニッケル精錬法案のこうした行き方につきましては、ここに疑問を持つておりますので、特に吉田内閣の政策の根幹をなしております自由主義経済という点から考えまして、こうした一種の国家管理の行き方については、どうしてそういう行き方をしなければならぬかという根本の問題につきまして、まず大臣に伺つてみたいと思つておつたのであります。首藤政務次官がおられますから、首藤政務次官でけっこうでございますが、しかし私はこうした根本の問題はやはり常に一応責任ある大臣から答弁してもらわなければならない問題であると思つて。首藤政務次官は大臣以上の識見を持つておられるから、首藤政務次官でよいではないかということにもなりますが、私は特にこの問題についてはそういうわけには参りませんので、決して首藤政務次官の識見を軽視したわけではないので、その点御了解願つて、こうした問題については大臣から責任をもつて御答弁を願ふことにいたします。

○河野(金)委員 それでは局長にお伺ひいたしますが、まず第一に、この法案の有効期間は何年であるかという点であります。事業計画は一応三年を限度としておりまして、また指定の期間は四年となつており、また補償の期間も従つて四年となつておるのであります。法律の有効期間は何年であるかをお聞きしたい。

○徳永政府委員 この法律は臨時のもので、恒久法ではございません。何年間というふうに実は切つてはないわけでありまして、しかし実質的にこの法律を適用します期間というものは、先ほど御指摘のございましたやうに、指定業者の地位を持ちますのは四年間というに相なつて、おりますので、四年たてば、実質的にこの法律の効果はなくなるという性質のものとして了解していただいてつてくだと思つてます。ただその四年のうち、一年足らずの間といふものは建設の期間で、実際に働くのは正味三年間、さういふ見地に相なるわけでありまして。

○加藤(鏡)委員 こうした稀少金属は、単にニッケルばかりでないことは、すでに過日の御質問にもあつたやうでございます。他の金属コバルト、錫、水銀というやうな金属もやはり必要であり、いわゆる国内資源といふのはきわめて乏しい。そういうものに對しては、今何らの手を考えておられないやうであります。しかし近い将来に、これについて何らかの方法を考えられるかどうか、その点をもう一応詳しく御説明願ひたいと思つてます。

○徳永政府委員 鉱山局の所管いたしております。国内で供給の十分確保できなさうな品物について申し上げます。ニッケルでかような精錬助成法を御提案申し上げておるわけでありまして、これにはほほ似た扱いをせざるを得なからうかと考えておりますのは、コバルトでございます。これは先般申し上げましたやうに、ただその企業家の内容、その生産費の内容等を検討いたしておりますが、その点から、これと同じ方式で目的を達し得るかどうかということに、非常な疑問を持つておりますので、まだ結論に到達してないといふのが、率直なただいままでの現状であります。そのほかの物質といひましては、タングステン、モリブデン等もございまして、これはメタルとしての要求も、これは国内の資源の調査、開発ということに主眼がございまして、これに對する方法論といった

しましては、若干ニッケル、コバルトに、永続性のない事業であるという点は、類似の性格を持つておるわけであり、それに對しましては、一まず私どもとしましては、新たな設備投資に對する免稅措置といふことと、それから必要な資金のあつせん確保といふこと、あるいは技術的な援助といふことと、目的を達するのではなからうかといふふうに考へておるわけであり、御指摘のごさゝました點等につきましては、事情は異なるのでござい、国内には確かに国内の必要量の一部を充足できるだけの資源しかないのでござい、メタルそのものとしての輸入の確保といふことには、十分の可能性が幾つておると考へておるわけであり、ただいまのところ、まだ輸入したストックがござい、そのうち、それによつて大部分がなつておるといふことと、日本に必要量は、そのストックがなくなつた場合、新たに輸入し得るという見込みのもとに準備を進め、またそれらの向きに對しまして、かけ合つておるといふ状況でござい、この種の助成措置は必要でないといふふうには考へておるわけであり、

○加藤(鐵)委員 金屬コバルトは、こゝろの方法でなくともいいというお話ですが、それではどういふ方法でやつたらいいとお考へになりますか。金屬コバルトの年間必要量、あるいはその價格またさらにどういふ方法でやつたらいいとお考へになりますか。

○德永政府委員 金屬コバルトの年間の必要量といふことは、少く見ても百二十トンくらい、若干大目に見まし

て二百トンという數字を、需要方面から得ておられますけれども、百二十トンくらいあれば、大したことなく済むといふふうには考へておるわけであり、これに對する方法につきましては、まだ私ども結論を得ていないと申しましたが、外國におきますコバルトは、これまたニッケルとは似た條件でありまして、ベルギー・コンゴがほとんど独占的な供給をしておるわけであり、國際價格はトン当り四、五十万円のものでござい、

(委員長退席、多武良委員長代理 齋席)

コバルトにつきましては、ニッケルと同様に輸入鉱石を對象に仕事をするとしまして、鉱石そのものも実は世界にどこにもあるといふわけではござい、その入手の用途がなないわけであり、ただ国内にきつめて低品位のものでありますが、コバルトを含有している鉱石がござい、それから製錬するといふ方法が考へ得るわけであり、技術は日本にないわけではござい、ただそれを企業化しようといふことは、一応の計画を立てて見たわけではござい、ただいま到達いたしておる結論は、トン当り約六百万円といふふうな非常に巨額の價格になるわけではござい、ただその數字につきましては、なお精錬技術の新しい方法といふものの検討が熱心に進められておる、その成り行き次第によりましては、もつと値段が下り得るかもしれ、といふような状況にあるわけではござい、ただその六百万円といふした場合に、その六百万円の條件といふものは、二年間需要が続くといふ前

提で、六百万円といふことに相なつておるわけであり、このニッケルの場合は先ほど申したように、七箇月か十箇月で済むかもしれないといふのと比べまして、危険度がさらに高いわけではござい、従ひましてこれと同じ方式をとりました場合に、國の負担になる可能性といふものが、ニッケルよりはるかに大きいと見なければならぬといふところに、私どものふみ切りのつかない一つの難点があるわけではござい、さういふところで別途供給國に對しまして、他の日本の物資とのバーターといふような方法による取得の可能性はないものか、これは最初に私申し上げましたように、數量そのものが非常に少い數字でござい、これに越したことはないといふような点もござい、そこらの再折衝を開始しておるわけであり、なお先ほど申した技術の研究の進み、あゝもあゝも、その様子をしばらく見たいといふような状況でござい、まして、万が一その点がほぼ似たような状況になれば、今度の法案と似たようなことになるかもしれないといふことと、まだ結論を出し得ない段階になつておるといふような状況であります。

○加藤(鐵)委員 どうもコバルトのよう重要な金屬のストックがわからぬといふような御答弁は、はなはだどうも了解に苦しむわけであり、私はもし今局長の言われたようにコバルトのような重要な金屬が數箇月でなくなるという事態に至つておるといたしますならば、先ほど來御答弁になつたようなのんきな考へ方で、あるいはすぐ結論が出るかもしれないが、今の御説明では具体的な困難を解消するといふ方法は立つておらないようであり、さういふと、ニッケルに限つて急速にこゝろの処置をとられる一方、コバルト等についてはまだ何ら具体的な対策も立つておらないといふことは、先ほど河野君の指摘されたような事實が伏在しておるといふことも一應考へられると思ふ、その予算の上でニッケルよりも多額の金額を要するからと、その一つの理由を最大の理由として言われたけれども、しかしながら必要なのは、數箇月にしてストックが枯渇するといふ事態にあるならば、私は予算の額といふものが今の御説明によつてそれほどニッケルに比較したまじつて著しく多額を要するとは思われません、さういふ点で私は今の局長の御答弁は了解に苦しむのであります、まずその点はあとで局長にさらに御答弁願ふといふとして、大臣が来られたから初めにもしも、大臣が来られたから初めにばならなかつた理由を御質問したいと思ふ。

このやり方はドッジ方式に反してあります、また吉田内閣の大方針であります、また吉田内閣の大方針であります、これはたゞいまに於いて始まつたことではないのであります、昨年末からの問題

國家管理の行き方であると思ひますが、常にできるだけ自由主義經濟でやる、さうして國家管理も片づけば止せられた吉田内閣が、こゝろのやり方をとらなければならなかつた理由といふものを大臣から承りたい、先ほど來の局長の御答弁によりまして、大体このニッケルの製錬に要する新たな費用、さうしてその危険が予想される費用といふものは五億四千万円だといふ御説明でしたが、そのくらのものは私は融資によつて行われ得るじやないか、また統一御質問いたしますが、今日ニッケル鉱石の入る道といふものは相当明るものがあると思ふ、さういふ状態において大体このまま順調に進めば十箇月で危険は解消されるという御説明から考へまして、特にこゝろの補償の形をとり、しかもその製品が非常に高く市場に出て參るといふ、こゝろの國家管理の方式をとられるといふことは、私は吉田内閣の大方針にまつた反するものであると思ひますが、その点について大臣の御見解を承りたい。

でありますので、三月以前にこの法案を出したためにいろいろと討議いたしましたけれども、多少難点があつたのがどうも解決できなくて、ようやく最近にオーケーも来たような次第でありますので、急速に出した次第であります。これだけなせやるか、われわれも商業ベースで買得るものならばかようなものはやりたくないものであります。やらないのがわれわれの主張でございます。しかししないものをいくら自分らの主張だからといってこれを拒否するといふことは私はいかにかと考へる。それで申し上げますように、絶対やらぬといふことは言つておらない。必要なものはやるといふことは申し上げてあるのでありますから、この点は御了承願ひたいと思ひます。そしてニッケルの鉱石が盛んに入つて来るから、もはやそういうものはいらぬじやないか、そうして十箇月もしたならば、それがすべてを償つてしまふものであるといふようなお話でありますけれども、現在の値段においてそうでありまふ。しかし一朝にして現在の情勢がかわりまして入つて来ることになりまふと、多額の費用をかけて設備したものが、またそして多額の金額をもつて輸入した鉱石がある企業会社のみでは私はこれは負担し得ないと思ひます。それを何かの方法をもつて助成することが現在の段階において最も必要ではないか、かように考えたのであります。もちろんこれは先刻ちやうど私が出る前に河野議員から何かお話があつたやうであります。われわれはさうな考えは絶対に持たないのであります。また一、二のところにも話してみましたが、どうもわれわれの案

に同調してくるのとはなかつたのであります。かつまた技術的に、また設備のある程度持つておられる、最も安くできるというところが、まず別子で最も必要だと思つて、現在はそれを対象にしているものであります。いろいろ世評もあるかと思ひますけれども、断じてわれわれはそういうことのためにやつてゐるのではないので、最も困難しておるこのニッケルを早く生産し得られるところを選んだのであります。またその他のところがありますならば計画をお出し願つて、その上で審議して参りたいと思ひます。

それからコバルトの話であります。これについては私は係りの者に対して、これもニッケル以上に必要であるから何とかならぬかといふことを申し上げましたけれども、コバルトに対してはやつてみようという希望者もなかつたのであります。それはもしも今後問題が起つて来るならば、私はこれに準じてやつてみたいといふ考えを持つておるのであります。要するにわが国において得られない物は、そうしてその物がなければならぬといふものならば、あらゆる手段を講じて獲得することにならうかと、私はこう考へるのでありますから、さういふ御了承を願ひたい。

○加藤(總)委員 通産大臣の御信念を承りまして、大いに心強く思ふわけでありまふが、さういふと刻下日本の国に必要な物の生産であつて、いわゆる個人的に自給的に企業心を持ち得ないものに対しては、すべてさういふ方法をやる、さういふことになると思ひますが、私は日米経済協力が実施さ

れまして、さらにいろいろな、いわゆる新特需と言われておるような発注が行われると思ひます。それにはやはりさうした将来の危険性が相当に予想される、特に特需といふものは大体将来長きにわたつて発注のあるものではございません。ことに日米経済協力といふ形の上から考えますと、アメリカのいわゆる経済動員計画は一九五三年を限度としておるやうでありますからして、私は日米経済協力といふもののみを考えますときに、やはり将来の特需に対しましても相当な危険性が予想されると思ひます。さういふ場合にやはりさうしたものに對してはさういふ方法をとれるかどうかといふことをお伺ひしたい。

○横尾國務大臣 私の知り得ております範圍における特需は、必ずしも兵器と限つたものじやないと思つております。あの訳文を見ましても、消費資材も考へられておる。ことに東南アジアの消費資材に対しては、重く考へられておるやうに考へます。それらのものはつきりいたしません、これは何とも申し上げかねますが、しかし兵器と申しましても、軍需と申しましても、私はかねてから申し上げまして、わが国に対して完全なる兵器をつくらせるといふことはあり得ない。部

分品であります。これは量が多いか少いかの問題でありますので、これによつて余つたかといつて、そのやつておる工場を閉鎖しなければならぬやうな状態には私はならぬと思ひます。またならぬやうに初めから注文の分配をしなければならぬのじやないか。現在におきましてもまたそれに對処いたしまして、もしもさういふ

のが来たならば、さういふふりをするといふ企圖をつくつておきますならば、ちやうど欧州大戦後のあの造船業者が没落したやうな事はふまぬやうに考へることが私は工業人の行く道じやないか、かように考へると、ちよつとただいまのところは、さういふものに対してさういふやうなことをやろうといふ意思はまだ持つてないのであります。

○加藤(總)委員 私は特需が必ずしも兵器であるとは申しません。おそろく兵器関係におきましても、第一義的な兵器とでも申しまふか、さうしたものでなく、第二義的あるいは補助的な兵器とでも申すものが、日本の特需として注文せられるのではないかと考へておるやうであります。さういふかと思つておるやうであります。またそれがアメリカ以外の他の市場にも販売されることが、いわゆる市場を見つけることができるやうに、マーケット経済科学局長の声明によりましてはわかるのであります。しかし私はアメリカが日本と経済協力を結ぶという考へのもとには、今私が申しましたやうな日本の生産設備と技術とが許す限り、さうした第二義的でありましても、あるいは補助的な兵器でありましても、要するに兵器に類する発注が行われておる。それは私は、今大臣は危険なもの注文を受けないとおつしやいましたけれども、それではおそろく日米経済協力といふものは、日本が満つばのやうな一方的なものになるのであつて、おそろくさうしたあくまで将来安全が保障されるものだけに限つて注文を受けるといふやうな日本の都合のいいわけには参らぬと思ひます。

○加藤(總)委員 今の大臣の御説明によりまふと、特需の発注を受けるのは、設備の余剰能力のある範圍においてこれを受けるというやうに解釈せられるのであります。しかし私はおそろく事実はさういふわけに行かぬと思ひます。現在の日本の余剰能力といふものは、きわめてわずかなものであります。それだけでは私は今日の国際情勢の發展に沿つていわゆる日米経済協力

あります。大臣は今さういふことをかりにりくつておつしやいまして、事実はさうならぬといふことは、大臣は腹の中で御承知のことと思ひます。私はさういふ場合において、将来危険のなはなましいと思はれるものはすべてさういふ方式をとれるかどうかといふことをお伺ひしておるのであります。

○横尾國務大臣 私は危険なもの注文をとらぬと言つたのじやないのであります。さういふ危険を来さないやうに初めから考案しておきたい。たとえて申しますと、特需がたゞさん来るのだといふやうなことで、さういふことを期待して、工場を拡張してみたり人員を増してみたりするやうなことは、これは慎んで行く。さうして能率を上げて、今持つておるものに多少の設備を改良してみたり、多少の人を増してみたりしてやることはあり得ると思ひます。ただ一箇所に固まつてやるということは先刻申し上げましたやうに、多数の人員を増して行つたらおしまいに困るといふことになりまふから、さういふのは何とかあんないをして、広くこれを製作するやうな形式に持つて行くのが私は必要じやなからうかと、さういふ御了承を願ひます。

○加藤(總)委員 今の大臣の御説明によりまふと、特需の発注を受けるのは、設備の余剰能力のある範圍においてこれを受けるというやうに解釈せられるのであります。しかし私はおそろく事実はさういふわけに行かぬと思ひます。現在の日本の余剰能力といふものは、きわめてわずかなものであります。それだけでは私は今日の国際情勢の發展に沿つていわゆる日米経済協力

というものが遂行できないと思うのであります。私はそういう点で、大臣がどういふ考えでおられるかということをお聞きしておるのであります。大臣は今私が、のつけから吉田内閣の大方針、自由主義経済方式の崩壊であるというふうなことを申し上げたので、あまりその点に触れたくないためにそういうことをおっしゃるのではないかと、私に即座して方針をかえられても、別に吉田内閣は責任を負つて退陣しないといふことをただちに言うものではないので、今後この日米経済の発展は必ずそういう事態を予想しなければならぬといふことを考えてお聞きしたわけでありました。しかしその点理解されれば、その点を追究することはやめますが、それでは将来のニッケル鉱石の輸入の見通しであります。今非常な危機が予想されるというところをおつしやしました。ところが今日の新聞を見ますと、通産大臣はマーカット経済科学局長を昨日九時半から約一時間にわたつて訪問されて、南方開発の問題特にコバルト、ニッケル、マンガ、タングステン、それからさらにボーキサイトというふうなものの開発について、具体的な打合せをされたことと報道されております。これはマーカット声明によりまして、いわゆる東南アジアに生産消費財を輸出することができるといふこと、私ども当然こういふことになるであらうと予想しておつたのであります。すでにこれが具体化の第一歩に入つたものであると思つております。この点もどういふ内容であつたか御説明願ひたいと思ひますが、私はおそろくこれによつて将来相当のニッケル鉱石等の輸入が保証せられるのではないかと、保証とまでは行かなくとも、確実性が見通されるのではないかと、思つております。その点について一応御説明を願ひたい。

○横尾國務大臣 昨日の会見では、ニッケルその他のものは出なかつた。ボーキサイトの問題を出したのであります。パラオのボーキサイトを日本に渡してもらいたいといふことをお願いに行つたのであります。しかしちやうど今向うの管理機構がかわりつゝあるから、七月一日以後にかわるというお話で、多分輸入ができるだらうといふことでありました。そのほかは、ニッケル石の問題であります。ニッケル石はなにか、困難であるといふようなことであります。その他は石炭の増産のごときも、を確信的に話したのであります。ニッケルのことに關しては、マーカット少将からも、またケネディ氏もマクダモット氏も、古く何べんも話しておりますので、あらためて昨日は話さなかつたのであります。しかし、鉱石の輸入に關しましては、商社なんかからも聞いて、セレーベスの品位が二・五から三・五くらいのもので、低品位の、向うで使つておられるような、あまり上等のものでないけれども、入る用途は大体ついておられます。先刻から申し上げましたように、御存じのように、電話機のごときも非常に窮迫しております。またメッキ等についても非常に困つておりますので、これはぜひ入れてもらいたいといふので、急いでやりつゝあるものであります。その他のものに對しましても、南方の資源の開発といふことま

では話はなかつたのであります。ただし、しかしわれ／＼は南方の開発と申します。現在ありますもの、の拡張の促進等に寄与することが、わが國に原料を持つて来ることの第一歩ではなからうかといふことは、常に申しておる。さういふことは、常に申しておる。近道ではないかといふふうに考えておるのではありません。地下資源の開発といふことは、私さうな／＼簡単に、行かぬのではないかと、思つておられる。さういふあたりは、現在開発されておるものの拡充の方向に協力することが必要ではないか、こゝういふふうに考へておるのであります。さういふに御了承願ひます。

○加藤（憲）委員 さしあたつて、日本の力で資源の開発といふところまで行かないといふことも、当然でございませう。しかし、マーカット経済科学局長の声明は、単なるマーカット少将の声明ではなくして、アメリカ本國と十分打合せの上の声明でありますから、これは一つの日米経済協力、さらにそれに伴う大方針であらうと思ひます。従つて資金の日本単独で及ばないところ、は、日米合併で行われることもありましよう。私は今大臣がさしあたつては行かないとおつしやつても、見通しとしては私は行くべきものである。またおそろく大臣も考へておられるだらうと思つておられます。しかもなおマーカット局長の声明の中には、先ほど大臣も触れた日本は米國に消費財を供給することができるといふふうなところまで、親切に説明しておられる。従つて私は、消費財は、必要なるニッケルの原鉱石の供給といふことも、確保できるということが予想でき

るのです。さらにもう一つの問題は、世界の全産額の八割を占めておるカナダにおけるニッケル鉱石の問題であります。日米経済協力が具体化しますときに、このカナダの鉱石といふものが、國際原料割當會議において日本に取得できるかどうか、できるのではないかと、いふふうにも思つておられます。その点とにらみ合せて、私は大臣がこの見通しにつきまして、今私にしつぽをとり、将来の見通しを言わないといふようなことではなくして、将来の見通しを、正直なところをおつしやつていた

○横尾國務大臣 私はあなたからしつぽをとりられるから申し上げぬのじやないのではありません。さういふ考へてないのでもございませう。その点はあしからず御了承願ひます。さしあたつてと申しましたことは、あの資源開発といふ問題が、まだいかなる形式で、日米経済協力が現われて来るかといふことが現在わかりませんので、それが詳細にわかりましたならばその方向に向つて進進しなければならぬ。しかし現在の段階においては、今われ／＼がやり得る方法は、さういふものが考へられるといふことを申し上げたのであります。またカナダのニッケル鉱石といふお話であります。これは私はおそろくはモノボリーしておられますから、わけてくれればこの上ないことである。しかしほとんど望み得ないことではなからうかと思ひます。さういふふうなセレーベスあたりの輸入し得る貧乏であるといふことも、これを輸入することが最も確実な道じやないか、もち

ろんあなたのお話の通り私も同感に考へます。カナダからくれるなら、いい、それにまた何かの機会においてそのことの要望をすることも、われわれとしては努めなければならぬ。事柄ではなからうかといふことは考へますけれども、先刻から申します通り、ほとんど望みないことではないかといふような氣持もするのであります。ニッケルの問題は、この法案によつてわれわれは補償することが、かつ生産することができるといふことになれば、現在の市価は私は幾らか下つて来ればぬか、またわれ／＼はこの補償ができたならば、当然下げた値段で供給するようになり考へます。さういふに御了承願ひます。

○加藤（憲）委員 それでは一応さういふお見通しを承認するといひました。もしニッケル鉱石の輸入の見通しが將來明るくなつた場合は、この法律は四年を待たずして廃止して補償の方法をやめられるかどうか、あるいはあくまでこの期間中はやられるのか、その点をお伺ひしたいと思ひます。

○横尾國務大臣 法案をこらん願ひますと書いてありますが、これは三年をまず切つておるのであります。それまでにさういふようなことが必要なくなる、そして補償の額が足りるならば、つこうであります。足りないと、案においてのみ國家が補償するといふ案にしておりますので、なるだけ早くさういふ國家の負担にならぬやうに、いふので、現在の市価からは幾らか下げてでも相當の利潤をもつて販売する、こゝういふやうな法案であるのであります。

す。さように御了承願います。

○加藤(總)委員 それでは大臣に対する基礎的な質問を一応これでやめまして、事務当局に順次伺つて行きたいと思ひます。しかしその中でやはり大臣に伺わなければならぬ問題もあらうと思ひますので、そのつもりでお答え願ひたいと思ひます。

それではお伺ひいたしますが、まず第一に、二條の三項の二号ですが、「当該事業のため必要な設備の工事に要する費用の額が通商産業省で定める額をこえないこと」とありますが、一体その省令というものの内容、あるいはその設備費の総括的な説明は局長からありましたが、その設備費の額を定める基準というものについて詳細に御説明願ひたいと思ひます。

○平岡説明員 実は今局長が不在でございますから、私は局長の代理でこまかいことを御説明いたしかねますけれども、この内容は大体現在までニッケルの生産をやつたことがあるところ、今後やり得る可能性があるところ、そういう設備あるいは技術に關しまして調査の上、大体大づかみな目安で、現在では一応四億四千万に押えられますけれども、これをさらに検討いたしますして、大体ニッケルの月産数量に對してこのくらいというところを検討した上、きめられることになると考へるのであります。

○加藤(總)委員 それでは局長がおられないで答へていただけないことがあるようでありますから、一応一わたりお聞きいたします。なおわからない点はあとで局長から承ることにいたします。この資料の中の第一にありますがニッケルの最低限度の年間必要量というものは、これは昭和二十五年年度ですか、二十六年年度ですか、二十五年年度といいたすすと、二十六年年度は大体どのくらいのお見込みであるかということ、ニッケルのみでなく、フェロニッケルについてもお伺ひしたいと思ひます。

○平岡説明員 第一表の内容はこれがお話の通り、昨年の秋作成いたしましたものでございまして、これはフェロニッケルとか電解ニッケルの区別なしに、いわゆるニッケルの純分がどのくらいあるかということと算定いたしました資料でございます。内容をごく簡単に申し上げますと、各産業で使いますニッケルの必要量を調査いたしましたときは、年間三千八百トンでありました。他をもつて代替し得るもの、その他を検討いたしました結果、一億四千四百五十九トン、こういうことではなからうかと考へております。先ほどおつしやつたように、確かにこれは二十五年、約半年前の数字でございまして、今日になりますとその後の産業の状況の変化、その他によりまして増額するかも思つておりますが、これは三千八百トンに對しまして千五百トンと考へました数量でございまして、多少出入りがありますけれども、現在の想定では大体一〇%内外の差しかないのではなからうか、大体これに近い数字であらうと考へております。

それからもう一つ、あとで質問がありましたフェロニッケルとニッケルの關係でございますが、これは最初申し上げましたように、純ニッケル分ではないので、当然の中にはフェロニッケルで代替し得るものもございします。これはフェロニッケルでどの

くらい行けるか、ル・ニッケルでどのくらいで済むかということ、スクラップをも使用するという關係で、いろいろな差地金としてある場合もあり、一概には申し上げられませんが、先ほど局長が答へいたしましたように、われわれの方では大体半量程度がフェロニッケルで済むのではなからうかと考へておる次第であります。

○加藤(總)委員 それではまた法案にもどりまして、今の第二條の三項の五号ですが、「当該申請をした者が事業を適確に遂行するに足る能力を有する法人であること」ということになつておりますが、「事業を適確に遂行するに足る能力」というものの基準はどこにあるかという点を詳しくお聞きかせ願ひたいと思ひます。

○平岡説明員 第二條第三項第五号の御質問にお答えいたします。この能力と申しますのは、これは企業能力一般をさしておるのであります。技術設備、また企業を遂行する経営能力と申しますか、そういう一般的な能力をさしておるのであります。特にここにはつきり書いてありますように、従来のほかの非鉄金属の製造業、その他と多少かわつております点、一般の企業に對して考へております能力以外に、かわつておる点を申し上げますと、ニッケルの製錬事業と申しますのは、非常に技術的にむずかしい事業でありまして、御承知の通り世界には目下のところ四社しかございせん。一つはカナダの国際ニッケル会社、それからニュージーランドのファルコンブリッジ・カンパニー、一つはロンドンにありましてモンズニッケル会社、その次がフランスに本社を置きますル・ニッケル、

この四社しかございせん。この四社は過去半世紀間継続した会社でございまして、他にこれに對抗して出た会社も、大体その後つぶれたり何かしておるような状況でありまして、根本問題は技術的に非常にむずかしい点でございします。その意味でこれは技術的に十分これを遂行し得るに足るだけの能力を持つておるかどうかということ、ほかの一般通念の企業能力以外に、重要な因子となるのであらうとわれわれは考へております。

○加藤(總)委員 どうも今の御説明だけでは不十分ですが、たとえば先ほど来河野委員の質問に對して、予定しておるのは乾式製錬の別子を予定しておるといふ話でしたが、湿式製錬と乾式製錬とは能力の点においてはなほだしい違いがあるかどうかという点を伺ひたいと思ひます。

○平岡説明員 今の御質問の趣旨が私にはどうもわかりかねますが、別子製錬が戦時中年間約千六百トンのニッケルをつくりましたが、これは乾式ではなくて、乾式と湿式と両方併用したものでございします。

○加藤(總)委員 そういたしますと乾式製錬と湿式製錬の間には別能力の差はないということですね。

○平岡説明員 どうもその御質問の趣旨がよくわからないのであります。が、ニッケルの製錬をいたしますときには、これはアメリカでもどこでもそうですが、一応最初に鉱石を乾式製錬でざつと処理しまして、それから湿式で電解で処理いたしております。ですから、別子製錬の場合でもどこでも能力はバランスしておると思ひます。

○加藤(總)委員 それではその次にその事業者の指定の場合ですが、一定の基準に適合するものが多数あつた場合には、どういう方法できめられるか。その能力に應じてということですが、同じような能力のものが多数希望があつた場合には、どういうふうにしてきめられるかということについて伺ひたい。

○平岡説明員 これは法律が公布されてから、それに基いて政令省令がออกมาして、それによつて初めてどういう手続によつてきめられるかということがきまると思ひますので、ちよつと申し上げかねると思ひますけれども、多分そのようなケースはあまりあるまいかと存じております。實際問題といたしまして、各社またつた同一の資本投入によりまして、またつた同一の設備をし、またつた同一の技術者を擁し、またつた同一の技術能力を持つというケースは、まず常識では考へられませんが、まあ、おそろくその間に甲乙があり、また一方ニッケルの需要量の方も一定の限度があるわけではございします。おのずからそこに差がつき、おのずから指定されて来るのではなからうかと私は考へております。但し省令、政令がきまらないうち、もちろん法律もそうでありますが、各般の法律、政令がきまらないと、どういう手続によつて、どういう基準でやるかということとは申し上げかねると思ひます。

○加藤(總)委員 そうしますと、資本の力、技術、設備の最高のものをとる、こういう御説明のようですが、そういうふうですか。私はそういう点で多少の能率あるいは規模の違いがあつても、将来のある教社をとられる、ニッケル製錬の発展のために、そういう

八

方法をとられるものというふうに思つておりましたが、今の説明員の説明でみると、厳密に調査をして、最高のもののみをとる、こういうふうな聞かれるのです。そういうふうですか。

○平岡説明員 これはただいま私申し上げましたのは、最高のもの一人だけをとるというのを申し上げたつもりはございませんので、そういうことは、これに続きまして各種の法律によつてきまつて来ると思いますが、これは今お伺いされた点でございますけれども、ニッケル製錬事業をこれによつて助成したいというふうに考えられております最大の根拠は、比較的短期間に、比較的十分なといひますか、必要な量を何とかして早く調達するといふところに根本の目的があると考えられますし、またそのために相当額の国家補償がこれによつて行われることになりまゝです。当然これはもつと早く、もつと安い単価で、しかも最も少い国家補償によつてニッケルの製造を期待するのが当然でございますので、これはその必要最小限度の数量を、いかにして安い資金投入で、安い価格で出すかというところに問題がありまして、それをやるためには、場合によりましては、一社になるかもしれませんが、もし一社では経済能力あるいは設備能力が十分であれば、二社になることもありまゝし、また場合によりましては、三社になることもあり得ると存じております。

○加藤(鐵)委員 そうしますと、本法のつづつと後段にありますが、聴聞会の問題ですが、指定の取消しをしようとするときは、公開による聴聞を行ななければならぬとありますが、私

は指定する場合にもやはり公開の聴聞会を行つて、できるだけ公正に行ななければならぬのではないかと思ひます。われ／＼国会といひましても、そういう場合には、やはり国政調査の上から十分観察して、われ／＼は適正な国会の意見を出さなければならぬと思ひますが、この指定の場合に聴聞会を開かれない理由はどういうわけですか。

○平岡説明員 今の御質問は相当重要な御質問で、私から御説明はいたしかねるのでありますが、先ほどの指定の場合に通産大臣が指定し、取消しの場合に聴聞会を開くという差異を申し上げまゝすと、指定を受けまゝと、この法律に基きまして損失の起つた場合に国家に補償を請求できる請求権が成立いたします。これを取得いたしますが、これを取消すことにはいたしませんが、すでに法律によつて取得した権利を失うことになりまゝです。これは相当重要な問題でありますので、指定解除の場合には特に通産産業大臣単独の意見で指定を取消すのではなくして、一旦聴聞会を開いて十分に各方面の意見を聞いた上で、一旦法律によつて取得した権利を取消すという手続をとるものと考えます。そういう意味で、指定取消の場合には特に聴聞会を開く、指定の場合には、今申し上げましたように非常に錯雑した技術問題あるいは需給関係の問題、その他主として技術的な問題によつて機械的に指定されることになると考えられましたので、通産産業大臣が決定することになつたと考えております。

○加藤(鐵)委員 説明員から十分な御説明がでなければ、局長からあとで

御説明願ひたいと思ひます。指定の場合には純技術的な問題であるとおつしやいます。技術の認定というものは、おそろくものさし、はかりではかようなわけにも参らないと思ひます。そういう場合には、やはり聴聞会あるいはそれに類する方法を考へることが必要ではないか。一つの工場を指定し、他の工場を指定しないというやうなこと、ある一つの業者の特権を与えるために他の業者を圧迫するといふやうなことも起りますので、私はそういう必要がありまじないかと存じますが、大臣からの御答弁が存じまれば、承りたい。

それから指定の期間を四年と大体きめておられるようであります。その理由を承りたいと思ひます。要するに、四年間に大体この七條に規定されてあるやうな積立てをするわけですが、この期間に完全に固定設備の償却を終るようになるわけですが、四年間に完全なる償却を終るというやうなことは、一般の場合には、少くとも表面に現れた整理の問題としてはあり得ないと思つてあります。実際には非常に事業量の高いところにおいては、あるかもしれませんが、実際にそういう整理を行うところはないやうであります。私は将来の危険が非常に多いから、一応この期間に償却を終つてしまふことが適當であるといふやうにお考へになつたものと思つてあります。しかし、しかし、そういうことになりますと、さらにこの事業が四年を経過して、償却に継続される場合には、この会社の受ける利益というものは非常なものになる。完全な固定設備の償却を終つてしまふといふのでありますから、

会社にとつては非常にボロいわけだ。従つて四年間たつてなお事業が順調に継続される場合に、積み立てである利益金の処分——処分と申しますか、新たにこれをどうするといふことについて一応政府は考へておられるのではないかと思ひますが、この点について承りたいと思ひます。

○横尾國務大臣 四年間で減価償却するといふことは、ほかの事業に比べてはなほ短かいじやないかというお話でございます。ごもつともな説であります。しかしこの事業は非常に危険があります。もしも世界情勢が平穩になつて来たといふことになりますと、急に事業量が減つて来ますし、また外国からの輸入もでき得るやうになる。そういうときには、早くこの施設を償却しておいて、その後は安い値段で売らせる。第六條に書いてあります「指定業者は、政令で定める額をこえる価格でその生産したニッケルを販売してはならない」といふ一條がありますから、これによつて価格を低廉にさして行きたい、こういうことでもあります。

○加藤(鐵)委員 価格を低廉にするといふことは、将来のいわゆる積立て期間が終つた後といふことでありまして、私が今お聞きしたのは積立て期間、補償期間中に完全なる償却を終ることによつて非常な利益を得るわけでありまゝすが、実際その得た利益金がそのまま会社の利益となつて現われて来ると思ふ。それで価格を非常に低廉にするとおつしやいます。それで一般の、この補償を受けなかつた業者——現在はいないわけでありまゝすが、四年後にはあるかもしれませんが、

した業者の販売価格との間に、今大臣がおつしやつたやうな方法を厳密にとられるといひます。大きな開きが出て来るわけでありまゝす。すると一般の業者を非常に圧迫するといふことになるわけでありまゝすが、その辺はどういうふうにお考へになりますか。

○平岡説明員 この補償が一応積立金で償却ができるやうになつて、しかももうかるのじやないか、利益率が高いのじやないかという御質問でございますが、政令その他で定めます販売価格は各社の原価計算その他によりまして、一応価格を抑えるわけでありまして、この間に相当大きな利益率があることはわれ／＼は予想いたしております。またこれを発行いたしますために、第十條以下報告及びその他立入り検査によりまして、十分会社の経理検査をいたしながら償却を通産大臣がきめて行くことになつていひまゝす。それから次の、これによつて指定を受けた以外の会社との償却の開きができるではないかという御質問でございます。これは、これに關しましては、将来のことになりますとわかりかねまゝすが、現在ニッケルの製錬を二、三の工場で、これはスクラップの製錬でございますが、それをやつております。これはアメリカから入つて来ますスクラップを原料としておりますが、入つて来ました原料自体がすでに一トンの約百萬元ないし百五十万円の原料でございます。それに製錬費その他を加へると相当の値段になつて参ります。それでこれとの関係では一応指定業者のみが値段の指定を受けまして、その他は自由価格で売ることになり一応なつており

ますので、今お話があつたような問題は起るまいかと存じております。

○加藤(總)委員 どうも今の説明員のお話は私の申し上げるのと逆になると思いますが、もちろん私は将来の一つの過程を言つておるわけですが、かりに指定以外の業者で製錬をやる者ができて参りまして、コストが非常に高いという場合に、今大臣がおつしやつたように、この会社は極端に設備の完全償却を終つてゐるから、あとは非常に輸入率が高くなるので、値段を安くして不当な輸入のないようにするとおつしやつた説明からすると、指定以外の業者との間に値段の開きができて来るということになるわけですが、それを結果においてそういうことにならないとおつしやるのはわからない。私は時間の関係であまり一つのことにとだわつて問いたくありませんが、その点も一応御説明願ひます。

○平岡説明員 この製錬事業助成法が立案されました一番大きな目的は、ニッケルを獲得すること、安く供給しまして産業に不当の圧迫を加えないというのが目的でございますから、大量のニッケルがそういう時期になりましたて安く手に入るようになりますと、これはその方がいいわけでありまして、この法律によつて生産いたします数量に對しまして、ごく微量の高価なニッケルはこれは一応やむを得ないと考えております。

○加藤(總)委員 この問題は、なお私の申し上げることが不備であつたかもしれませんが、あとにまわしまして、次にお伺ひしますことは、この事業が中途で遂行不能になつた場合の国の補償、これは事業者に対して行われるわけ

けであります。その場合に従業員が失業する問題が起つて参りますが、その従業員に対する補償の方法は全然法文の上に現われておりません。この点はどうなりませうか。これは捨てて顧みない、捨てておいてもかまわないということになりますか。大臣にお伺ひします。

○横尾國務大臣 従業員をそのまゝほつておくかというお話でございますが、私はこれもある程度までは業者が補償の金額に入れて来るものではないかと思つております。なお労働基準法に解雇手当の規定がありますから、それに準じて事業者が支払う、その支払つた損失は補償する、こうなるものと私は考えております。

○加藤(總)委員 業者は当然従業員の補償をするものなりという前提は、少しおかしいと思う。横尾さんのようなものわかりのいい、資本家ばかりならよろしいのですけれども、もう事業をやらなくなつたから、従業員に対しては十分なる補償もできないという資本家が多いわけでありまして、そういう場合が起り得るのであるから、この法文の上にも、そういう点を明記しておく必要があるのではないかと。事業者がこ

うした完全な、至れり尽せりの親切な補償を受ける規定になつております以上、従業員に對しまして、業者が補償するものなりというようない前提で考えなければならないで、もう少し従業員に親切な補償の規定を法文の上に明記するということとは、決して私は違法でもなければ、不都合なことでもないと思ひますが、もう一応お伺ひしたいと思ひます。

○横尾國務大臣 労働基準法で定められております解雇手当その他がござい

ます。それは遂行されるものなり、つまり遂行しなければならぬ事業者の義務があると考えております。

○加藤(總)委員 労働基準法のあることくらいは私も承知しておりますが、しかし現在の労働基準法というものの補償と、この法律による事業者の補償というものは大きな開きがある。従つて事業者に対する同じに、労働者にもいわれる補償をすることが適當ではないかというふうに考へて申し上げたわけでありまして。なおこの点はまた後ほどあらためて意見を申し上げますので、次に移ります。

第八條の補償金の規定ですが、「予算に定める金額の範囲内」というものがございまして、どれほどの金額を予算の上に計上されるつもりであるか、その点を伺ひたいと思ひます。

○永野説明員 御説明いたします。八條の補償金は、その危険が起つた場合に、確定した数字をもつて予算に組むという建前になつておりまして、先ほど政府委員からも説明があつたやうに、情勢の変化がいつ起るかということ、積み立てた額が幾らになるかというところによつて基準額からの差額を生ずることになりますので、あらかじめはつきりしない。その危険が起つたときに、予算にその額を組むという建前になつております。

○加藤(總)委員 そうしますと、八條の三項の規定と、今説明員のおつしやつた点とは、どうも違ふことになりはしませんか。三項は「第一項の規定による補償金の交付を受けるべき者が二以上ある場合において、交付すべき額

が予算に定める金額をこえるときは、各人に交付すべき額は、同項の規定により交付すべき額に應じて予算に定める金額をあん分して得た額とする。」かういふふうになつておりますが、この点と矛盾して来はしませんか。

○永野説明員 第三項の問題は、交付を受けるべきものが二以上ある場合と

いうことになつておまして、この場合に二つのうち特定の者に、片一方の方に先に交付することになりますと、先後の関係が起きますので、その場合には按分するということとしておるわけでありまして。つまり交付を受けるべきものが二以上ある場合に、予算に定めてあります額がそれではかなえないという場合には、両方で交付を受けるべき額に按分して交付するということになつております。

○加藤(總)委員 どうもわからないのだが、予算は今おつしやつたやうに、補償すべき金額が確定してから予算に組むという御説明ですが、そうでするか。予算という建前からいつても、それは違ふのではないかと思ひますが、もう一ぺん念を押して伺ひたいと思ひます。

○永野説明員 ちよつと説明が足りないかつたかと思ひますが、これは年度をまたがつてやる場合、たとえば財源の計画等もあつて、二年にまたがつてやるというやうな場合に、今年度の分には組んだ額が全体の補償すべき額に達しないで、来年度にその残りをやるというやうな場合に、交付を受けるべきものが二以上ある場合に、按分するといふ意味であります。

○加藤(總)委員 それではどうもこの法文がはなはだ言葉が足りないか、あるいは不親切のようであります。この法文だけを見ますと、足りない分は二年度でやるというやうなことは書いてありません。結局これで見ると、足りないのは足りないで打切りになるといふように解せられるのですが、この点はどうですか、今おつしやつたのがほんとうですか。

○永野説明員 これは実はもう少し説明を補ひたいとしますと、補償すべき金額は打切りになるというところは考へておりません。ただ財源の関係等がありまして、必ずしも一年で全部交付できるかどうかという心配もありますので、年度をまたがつて予算に組むというところもあり得ますので、そういうことを考へておるわけでありまして。従つて予算に定める金額の範囲内ということとは、一応ある事故が起りますと、補償義務が発生いたしますが、現実に補償金の交付をいたしますのは、手続的に次の予算に組むということになります結果、かういふ手続的な規定が入つておるわけでありまして。

○加藤(總)委員 それでは大体意味がわかつたのですが、法文の言葉が足りないように思ひます。それはあとの問題といたしまして、今の八條の中に、ある問題ですが、もし事業が不能になつて廃止した場合に、その設備を処分して得た金額の差額を補償するということになります。この処分はいかなる方法によつて処分してもいいのかという問題であります。もしこれをいかなる方法によつて処分してもいいかというように、業者の自主性にまかしておきますと、補償は國家が足りないだけにしてくれるのであるからというので、かつてな処分、あるいは場合によつて

は不正な処分が行われるということも予想されるわけであります。その場合はどういふふうにお考えになりますか。これは一項の一号と二号の場合です。

○永野説明員 ただいま御質問の、八條の一号、二号の設備を処分することにより取得すべき額は、これは二号も同様でございますが、必ずしも現実に処分をした額というのではありませんで、いわゆる評価額に相当するものであります。認定を要する額であります。従つてその設備が幾らに売れるかというところは当然役所の方で認定をいたします。

○加藤(鐵)委員 認定で一応額をきめるといふことは從來やつておるところですが、認定というところにもいろいろあつて、なか／＼実際に売れる市場価格と違ふ場合が多いのですが、その場合そういうようなことをこまかく政令で定められますか。

○永野説明員 これは政令で定める予定になつておりませんで、そのときの時価その他を考へまして役所の方で決定するのでございます。

○加藤(鐵)委員 これは私はやはり政令等の中に規定しておいた方がよくはないかと思つておられますが、一応あとの問題といたします。

それでは、なおいろいろあります。が、局長がおいでになりませんから、大臣にお伺いしたいことは、電力の割当の問題であります。先ほど河野委員からも御質問がありました。これは優先的に確保するものであるかどうか。そういう点についての見通しを承りたいと思つておられます。

○横尾國務大臣 電力を優先的にやるべきであります。御存じの通り、戦時中大

かといふことは、ごもつともなことであります。しかしこれに使用します電力は四國の電力の二割以下くらいになると思ひます。それで優先するといふことは、ことに力をつけるものであります。から、事業の重要性にかんがみまして、考慮して割当をしてもらうといふことはいたしたいと思ひます。

○加藤(鐵)委員 それでは最後に一つ大臣に承りたいことは、ニッケルの国内資源の開発の問題であります。日本のニッケル鉱は非常に貧乏である。従つてコストが高つていて問題にならぬといふ御説明でしたが、しかし日本の地下資源、鉱物資源といふものは大体貧乏が多いので、從來あらゆる場合に貧乏処理の研究をし、あるいは奨励をし、そしてやつて来ておるものが非常に多いわけでありまして、先ほど来御答弁のように、ニッケル鉱の将来の見通し、今後鉱石の入荷の見通しが非常に不安定であるといふ見通しならば、そういう国内の貧乏処理する資源の開発についても、何か特定の方法を考慮される必要がありはしないか。できるだけ奨励して一応貧乏処理ができ、国内の最低必要量とまでは行かなくても、いつでもある程度急の場合に應じられるような方法を考へておく必要があるのではないかと思つておられますが、その点は技術的に絶対不可能なものであるかどうか。不可能でなければ、そういう方法を講ぜられる必要がありはしないかと思ひますが、技術的な点は説明員から御説明願つて、大臣のその点についてのお考えを承りたい。

○横尾國務大臣 ごもつともな御質問であります。御存じの通り、戦時中大

江山であるとか、その他非常に努力をしてニッケルの生産に努めて来たのであります。しかしとう／＼生産の目的を達し得なかつた。また私の聞きます範囲においては、現在日本のニッケル鉱といふものはほんのわずかなものであり、また品位が至つて貧弱である。それだから地下資源の開発に努力せねばいかぬといふことであります。が、できるだけ探鉱をやるといふことが私は望ましいことと思ひます。しかし物事には限度がありまして、あまりにも貧乏でありまして、やつてみても技術的に追いつかないのじやないか。しかし科学は進歩がありまして、絶対不可能だといふことは私は申し上げませんが、現在の段階においてははなはだ困難である。しかしこれはいろいろのメタロジアルに頼みまして研究することは必要であると思ひます。しかし現在においてはほとんど目当はないのでありますけれども、将来まつたてできないか、あるいはまた努力しないかといふお話しに對しましては、私は日本の地下資源の開発には十分なる努力をし、ことにその稀少性について現在においては格段にわれ／＼は注意を払い、その資源の獲得に努めることに對し、貧乏の処理も研究すべき問題である、こういうふうに考へております。

○平岡説明員 實は戦時中の五、六年間の実績を見てみますと、当時フェロニッケル及びニッケルを製錬しましたのは、すべてセレベス及びニューカレドニアの鉱石でございました。最後にセレベス、ビルマの鉱石あたりがなくなつて、やむを得ず日本の国内ニッケル鉱石を帝國鉱石の手によつて開

発したのであります。当時の別子、古河鉱業等純ニッケルの製錬——日本鉱業の佐賀関にありましたフェロニッケルの鉱石については、何ら政府の助成金は出ておりませんでしたけれども、国内のニッケル鉱石を掘つてつくつた場合には多額の補助金がたくさん出されておりました。こういう経緯で終戦になりましたが、国内の鉱石は輸入鉱石に比べて非常にコストが、当時数年間の経験では高くつくといふ状況でありますので、今後ますます大體現状におきましては、極度の冶金学なり探鉱学の進歩を見ない限りは、当分の間戦時中の状況とあまりかわらないような事態ではなからうかと考へております。

○加藤(鐵)委員 ではなお一、二点お伺ひしてみたいと思ひます。価格を先ほど来一応二百五、六十万円にするといふお話ですが、それも何かはなはだ不確実な御説明で、はたしてそういうふうになり得るかどうかが、今のところそういうふうな見込みであるといふことでしたが、こういう点は私は相当重要な点でありますからなお承つておきたい。そして経済情勢の変化に應じて時々刻々かえて行かれるのかどうか、こういう点承りたいと思ひます。

○横尾國務大臣 販売価格は暫定的な説明としてお聞きより願ひたいと申し上げました趣旨は、われ／＼計画を立てます参考資料として、別子鉱業なり日本アルミなりの資料を検討して申し上げておるわけでございます。それから昔の、戦争中につくりました原材料の原単位、それを今の物価から引伸ばしてみた場合の計算とかいろいろなことをやつてみておるわけでありまして、

一番大きな要素になります。鉱石代は幾らになるという問題は、大體八十万円といふふうにおし上げておるわけでありまして、これは實は確定的な契約はまだできていないわけでありまして、それぞれの取引の接觸を保つております。各商社との間に、来月の中ごろには最終的な数字が折衝がたまるであらうといふことも実は聞いております。一番大きくはそれによつて値段ががらつとかわるわけでありまして、それから輸入鉱石代は別といたしまして、製錬費そのものの価格という点につきまして、この法律によりまして問題になるのは、鉱山ができ上つて動き出すといふときに正確なものが問題になるのであります。もちろんこの法律の施行までに生産費はこれくらいでなければならぬといふような、ある種のこの法律適用の要件としてのものをわれわれはつくらなければいけませんので、それはつくりますけれども、法第六條にありますが販売価格そのものは、建設費が最終的にどの程度につくか、それから原材料価格といふものは、石炭、コークス代とか電気料金とかいふものが、この幕までの間にどの程度にセツトルするかといふような状況を見まして、最終的にきめるべき事項ではないかといふふうにお考へておるわけでありまして、ただいまの概算で申し上げますと、五百二、三十万円見当だといふことで御了承いただきたいといふことを申し上げておく次第であります。

○加藤(鐵)委員 それでは価格の關係する問題ですが、適正なる利潤を確保することを認めるということ、適正なる配当をしてもいい、この預立て期間中に適正な配当をしてもいいというよ

うな昨日からの御説明であつたと思うのでありますが、一方にこうした将来からいゝゆるる固定資産の償却を四年間にやつてしまふというやうな積立てが行われ、そして一方に適正な配当を行ふといふことは、これは少し会社に対してあまりにも利潤を認め過ぎるというふうにも考えられますが、その点をもう一応御説明願ひたいと思います。

○植政政府委員 直接私は一昨日配当をすべきであるというふうには申し上げたわけではございませんで、この仕事をすることに伴う適正な利潤というものには積立金を計算し、販売価格をきめる際に原材料価格が幾らになる、あるいは管理費が幾らになるということのほかに、適正な利潤を織り込んで、それに上積みものとして特別積立金が幾らになり販売価格が幾らになるというようにきめるべきであらうというふうに申し上げた気持であつたのでございますが、それが適正利潤を計算上見ることは妥当であるかどうか、見る必要はないのではないかという趣旨のお尋ねかと思つておりますが、これを逆に申しますと、かようなことに相ならうかと思つております。非常に割切つた議論かと思つてございしますが、私企業の危険においてやるに不適当な一つの事業だというふうに私どもこの事業というものを見ておるわけでございます。その際にかりに産業設備営団なら産業設備営団というふうなものゝの仕組で国がやるといたしまして、その際に実際の設備の運営をたれかに頼んだという場合にどうなるであらうかというようなことを考えました場合に、仕事が続く間ただ働きをし

てくれというふうに言うべき性質のものでないのではなからうかと考えるわけでございます。この仕組によりまして、お話のごとく積立金が基準額に達しないので、達しない間に事業継続不可能になつた場合に、達しなかつた差額は国から補償が行くということも事実でありますが、その際に適正利潤を計算に織り込んでいないといたしますならば、その期間中は企業者は一文の利得にもならないで、お国にサービスをさせられるという形に結果として相なるわけであります。それで要求することがはたして條理として適當かどうかというふうな、むしろ不適當であるというふうな疑問が持たるべきでなからうか、それをたとえて最初に申しましたように、国が設備を持つてその運営をどこかに頼んだという場合に、運営を引受けた人に何がしかの口銭といひますか運営費といひますか、そういうようなものを与える仕組の方が普通の常識ではなからうかというふうに考えます。その適正利潤をどういう数字によつて求めるかということには疑問もあろうかと思ひますし、また過当に認むべきものでないかと思ひまするが、認めるという考え方は、その方が條理に沿つた考え方ではないかと考えておるわけであります。

○加藤(總)委員　この問題は私が最初に大臣にお尋ねしたいろ／＼將來の見通しの問題から第七條のいわれる積立の問題一切に關連した問題で、一応局長の言われるように危険ということだけを考えて言えば、今おつしやつたようにもなるわけですが、しかし先ほど私が大臣にお伺ひした第七條の積立金というものが、大体四箇年間に固定

設備の全部を償却するという形になるわけでありませう。従つてこの四箇年間に固定資産を完全に償却するというよりなこうしたやり方は、相当この会社に利益を与えるわけなんです。私はそういう点とにらみ合せて、やはり配当の制限ということは当然設けなければならぬ。しかもその制限ということとは、私は無配当でもいいとさえ思うのであつて、きわめて嚴重なる制限を設

けるべきではないかというように思うわけです。それでたとえば第七條の一号、二号いわゆる積立金の問題ですが、附帯設備というものはどういうものか御説明を願いたい、この工事に要した費用の額の百分の九十という第一項をとつてみましても、私はこうしたいいわゆる製鍊設備というものが、事業不能になつた場合は、これをまつたスクラップとして見るというふうなふうにもお答えになつたように思いますが、私はそういう見方自体があまりに会社を保護するということになる、保護し過ぎる、会社の利益だけを考へ過ぎると思うわけがあります。それから附帯設備というのはどう、いうものか、なお一応説明を願いたいと思ひますけれども、何か家屋その他のそういったものであるというふうなふうに御説明があつたのですが、それらのものにつきまして、半額、百分の五十という金額を積立てることも私ははなはだ不当であるというふうに思うわけがあります。従つて、こういう機械設備を完全にスクラップと見るというふうな考え方があつたとすれば、それは間違ひではないか。私は製鍊用の機械その他の設備等のそうした精巧な機械が完全なるスクラップとなるというような

ことは考えられないのですが、その点はどういうふうにお考えですか。

○徳永政府委員　ただいまのお尋ねの点は、実は私も第七條で議論をしていただくのが適當ではないかと思ひます。と申しますのは、補償金を計算いたしました場合には、第八條がものをいいうわけであります。と申しますのは、八條の一号なり二号をごらんだきまですと、これは廃業時において当該指

定業者が有する設備を処分することによつて幾らになつたかというその損金だけを損失補償の対象に考へているわけであります。この七條というのは、これはある程度大ざつばといつたら語弊がございしますが、七條と八條とは大筋においては見合ふものではありますけれども、現実の損失補償の計算は、一割なら一割がスクラップ価格というように見るのではございませんので、もしその設備の中に、たとえば電気炉があるとしたと、その電気炉はほかの製鋼用に使へるような電気炉などで、それを売れば買った値段の八割くらいで売れるのだということになれば、損金は二割である。そういうふうにしか計算はしないつもりでございします。そこで現実には正確なものを八條によつて計算するつもりでございします。この八條の担保になる積立てをしておこうという、その目標額を計算するのに七條を設けているわけでございます。製鋼所の一般的な基本設備については、非常に大ざつばに申しますと、ニッケル製造の基本設備というものは他に流用の道がないものである、附帯設備はある程度あるだろうというふうに見えますので、大体において転用の可能性の乏しい設備につきまして償却

の基準といたしております。税法上のやり方は一割を残存価格というふうにとつておりますので、その例にならつて、便宜目標額の計算上の数字として、基本設備は百分の九十とし、附帯設備は百分の五十とする、さような意味をもつていたしたのでございます。従つて八條についてごらんいただきますれば、今のような御疑問はなくなるのだと思つてあります。

○加藤(鐵)委員　時間も大分遅くなりましたから私はこの辺で一応打ち切りですが、その点はわかつているわけですが、それで私は鉱石入手の将来の見通し等とにらみ合せてということも申し上げているので、これは議論をすれば際限のない話ですが、四箇年間に固定設備の完全な償却が行い得るようなやり方をしてにおいて、なお他の会社と同じような適当な利潤を見込む、配当をするということがあまりに会社の利益を擁護し過ぎやしないか。ただ将来の危険といえど――局長は危険ということだけを中心にして考えられるので、そういうことになるが、一体そうしなければ別子にしても、日本アルミにしてもやらなにかどうか。つつ込んでお伺いすれば、そういう点まで考えてひとつ御答弁をしていたきたい。そこまで補償しなければ一体別子も日本アルミもやらなのですか。四箇年間に完全に償却が行われ、利潤も十分に見られるし、配当もしてよろしい、あと事業さえ続けられればその積立てしたものは君の方の会社のまるもうけになるのだ、早い話がそういうやり方でなければ別子もやらなのですか。

の点どうもよくわからぬですが……。

○德承政府委員 少し話が混線きみでございしますが、第八條に事業の杜絶する事由を二、三例示してあげておりますが、一つは「低廉且つ豊富なニッケルの輸入の見込」ということをあげておるわけで、これは先ほど申しますように、四、五十万円の地金を買いたいだけ買えるという國際状況の変化があれば、八十万円もするような石を原料にする製鍊事業は日本には成り立たなくなるといふのが一つの例でございます。それから「ニッケル鉱石の取得価格の高騰」といふものをあげておりますが、これは私どもこの法案の生命と申しますか許される妥当性と申しますか、ニッケルの国内市価が三百万円から四百万円なりしておつて、業者が値段が非常に高いのみならず物がなくて困つておる、しかしこれをやることにによりまして、今の市価よりもはるか低く安いもので、量を十分に供給し得るといふところに、こういう制度をやつて国内製鍊を實現する意味合いがあるのと私は思つております。このニッケル鉱石の取得価格がべらぼうに上りまして、五百万円にも六百万円にもなるといふようなことを考えました場合に、はたしてそれに国内の有効需要ついて行くか行かないかというよう問題もありますし、その面から事業継続不可能になるということもあり得るのではなからうかということを実例にあげておるわけであります。

○加藤(憲)委員 今のお話は、どう

事
で
ん
の
仮
定
の
話
に
辛
く
も
逃
げ
ら
れ
た
よ
な
感
が
い
た
し
ま
す
。こ
の
点
は
な
お
後

他の鉱石の原価とか、いろいろ具体的
な問題についてお伺いしたいので、私
はきょうは一応これで打ち切りまして保
留しておきます。

○多武長委員長代理 次は風早八十二
君。

○風早委員 時間も経過いたしました
し、また加藤委員からの質問で論点が
ほぼ尽されておりますので、私はこれ
をもう少し具体的な面からお尋ねして
みたいと思います。通産大臣もたいへ
ん御苦労ですけれども、最後に、通産
大臣からお答え願いたいと思います。ま
ず、大抵この政府助成の対象として指定
業者というのを考えられております
が、具体的に第二條第五に該当する指
定業者というのはどこ／＼と考えてお
られるか、これは主として徳永鉱山局
長にお尋ねしたい。

○徳永政府委員 けさほどお答え申
し上げましたように、ただいま私も
製錬事業を対象として申請のありそ
うだと聞いておりますのは、一つは別
子鉱業、一つは日本アルミ、一つは日
本冶金、その三つぐらいしか出て来な
いのではないかと見ております。但し
それはそういう話をお聞きしておるわ
けでありまして、若干まだ技術的その
他の問題もあるわけでありまして、ど
こを許すかというところは何もきめてお
るわけではございません。ただ他の事
業と違ひまして、銅や鉛の製錬のよう
に、技術の普遍性が若干乏しい点もご
ざいますので、申請者が今申しました
三つぐらいしか予想されませんのは、
その点に原因するわけでありまして、何
でもかんでもたくさん出て来ぬという
理由はそこにあるわけでありまして。

○風早委員 その点で、日本アルミ、
日本冶金は今までニッケル生産の実績
はあるのでしょうか。

○徳永政府委員 日本アルミは御承知
のごとく戦時中内地でアルミナをつく
り、台湾でアルミ製錬をやつておつた
会社でありまして、ニッケルの製錬の
実績は持つていないわけでありまして。

ただそれと資本的なつながりのあり
ました太平洋製錬がニッケル製錬の技術
というものを研究所におきまして研究
して、ある程度の成果を得ております
ので、それを適用してみたい、そうし
てアルミナ製錬の際の遊休施設を使
いたいというのが大体計画の内容をなし
ておるわけでありまして。それから日本
冶金そのものは、御承知のごとく戦争
中大江山におきましてニッケルの硫鉄
をコンマ八ぐらいの鉱石——これは国
内鉱石であります、それから三〇％
ぐらいのニッケル分の入った硫鉄を、製
錬用の原料になるものをつくらせてお
つたわけでありまして、終戦まぎわにそ
れを原料にしてマツトまでつくつたと
いうことは聞いております。それ以前
に純ニッケルをつくつた経験はないよ
うに聞いております。

○風早委員 大体そうしますと、政府
としては今申請が一応出ておるの三
社、そのあとのものについては住友、
別子、新居浜というようなのを除い
ては、指定業者に指定されるつもりは
別にならぬわけですか。

○徳永政府委員 先ほど申しましたよ
うに、内々そういう計画を持つておる
という話を聞いておるのでございま
すが、この法律によりまして正式に出
すか出ませんかということも、実は私
どもわからないわけでありまして。出ま

した上で検討すべき問題であるとい
うふうに考えておるわけでありまして。

○風早委員 そのお話はとも空漠と
して、これだけの條文をつくり、
われ／＼がここで審議し、そうして実
態がはつきりしないので、申請があるか
どうかかわらないという、そういうよ
うな空漠たるものを対象にして、これ
だけのものををつくり上げられるとい
うことは、はなはだわれ／＼としてけ
げんにたえない。やはり具体的にこう
である、これだけやつて、これだけの
要求があるぞ、これをやればこれだけ
できるというやんやんとした、はつきり
した目途があつて、初めてこれだけの
ものができるのでしょうか。もちろん
あなたの方では、この三社なら三社、あ
るいはその中で別子なら別子だけを考え
ておられるというところは、これははつ
きりしておると思うのであります、ま
づひとつその辺は具体的な実態に即して
御答弁願いたいと思ひます。今までの
あれで見ますと、大抵別子が中心の
いうよりも、ほとんど唯一の資格に値
する指定業者になると予想されるわけ
でありまして、われ／＼その面から一
応お尋ねをしてみたい。次にお尋ねし
たいのは、年間の需要ですね。これは
いただきました統計によれば、千四百
五十九トンとありますが、今年度の確
たる見通しとして年間需要はどうい
うことにならぬですか。

○徳永政府委員 需要の見通しの判断
というものは、非常にむずかしいわけ
であります。この千四百五十何トンと
いう数字をつくり出すには、私の方が
つくつたわけではございませんので、
経済安定本部が関係の——通産省も一
番大きな関係を持つのでありますが、

需要方面をとりまてて出ました要求
数字では、三千トンぐらいのものが
出たというところを突は聞いておりま
す。しかし戦時中における使用の実
績、戦後における使用の実績、その後
における経済活動の変化等を見て、こ
の数字は司令部へ稟請します。きり
り、これだけなければかようなこと
になりますからということをつくりま
した数字でございまして、需要はこれ
より大きいことは確かでございます。最
少資料として出されました——三千
トンもあるとは思つておりませんが、非
常に客観的に見まして、千五百トン、
二千トン見当ぐらいあれば、相当潤
な供給になるものというふうに判断し
ていいのではないかと考えており
ます。

○風早委員 次に、別子の生産能力の
大抵の推定ですが、これは過去にお
いて大抵千六百トンの実績を示したとき
もあるというお話ですが、現在別子に
ついては、新居浜から新居浜につきま
しては、月産どのくらい見込んでお
られるのか。最近の実績ではまことに心
細いものでございまして、しかし実際
どれくらい見込んでおられるのか、可
能なものとしてお答え願いたいと思
ひます。

○徳永政府委員 現在の別子鉱業の生
産と申しますが、これは実は原料とし
てスクラップをおもに対象にして、そ
れの電気分解をやつておるといふ現状
であります。数トンというきわめて微
々たるものでございまして、過去にお
きまして使つておりました遊休施設の
整備という形で、少くとも月百トンぐ
らいのものはできるのではないかと。
あまり大きいのは好ましくもございま

せん。それとて復旧でございするの
で、全然新設ではないわけでありま
す。ある程度過去の案に制約を受ける
点もあり、まあ百トン見当ぐらいの計
画になるのじやないかというふうに考
えております。

○風早委員 かりに百トンとしまし
て、別子が新しく百トンを月々つくる
ということになりますと、その設備資
金であるとか、そのほか鉱石の輸入等
に要する大抵の費用、そういうものは
相当莫大に上ると思ひますが、これ
は鉱石輸入の値段いかにによりま
すか、大抵八、九億万円と考えていい
ですか。

○徳永政府委員 先ほど他の委員から
お尋ねがございまして、お答え申し上
げたのですが、百トンぐらいの設備の
ものとしたしまして、建設費が三億
ないし四億、それから運転用として持
たなければならぬ鉱石がかりに三月分
程度といたしまして二億四千万、事業
運営にいらいます資金としてはその程度
のものではないか、鉱石につきまして
は、輸入手形による処理の関係もござ
いますし、全部現金を用意しなければ
ならぬというところにもならぬかと思
ひますが、資金としてはそんな見当で
いいのではないかと存じます。

○風早委員 そこでこの法文にもい
う出ておりますところの減価償却の
問題ですが、この国家補償とも関連さ
せて、大抵減価償却の方法といひま
す、そういうものは具体的に言つてど
うなりますか。

○徳永政府委員 この法文にございま
する特別積立金制度があるわけであ
りますが、この積立金の目標を、今の建
設費を基準にして考えますと、非常に

○風早委員　なるべく実態に即して、問題がもうこれは何のかんといつても、考えられておる年間需要のほとんど全部に近いものを別子一社でまかなうことになるわけでありますから、別子なら別子について具体的にこの法文を生かしてひとつ御説明をお願いしたいと思うのです。

円なら三十万円という差額ができるわけです。そういうものはなるべく値段を安くすると言われますが、実際値段を高くして、他のこれを購入する側へ転嫁するという形をとられるわけですね。

○徳永政府委員　政令で定める額というのが実は販売価格でございます。これをきめます場合に償却費を除いた生産費、鋳石代なり、コークス代、電力代、労務費なりというものから割り出されます生産費というものが出ますが、それにプラス先ほど加藤さんの御質問にお答えしておきましたある程度の適正利潤というものを見まして、それがいわば原価みたいな形になるわけです。それに特別積立金と申しますのは短期償却をやるための償却引当金であるというような性質を持つたものになるわけです。これがトシ当り三十万とか、五十万とかいうようなことになつてゐるわけです。それを積み上げて販売価格というものが二百万円とか二百二、三十万円とかいうふうにきめられるということに相なるわけでございます。

○風早委員 それはいずれの場合にも結局政令で定めるということになるでしょうが、提案の理由書を見まして非常にわからないのは、提案理由書の三ページの三行目に「政令で定める価格をこえる価格で販売し、こうあるわけです。ですからその前に政令で定める価格がきまつておるわけです。その政令で定める価格というのは、減価償却を除いてわざ／＼そういう価格をきめるといふのは妙な話だと思ふのです。が、大体販売価格にしても、価格といふのはそういうものが必ず入つておる

はずだと思ひますが……。

○横尾國務大臣　今の価格のきめ方はこちらに書いてあるのと、そちらに書いてあるのが言い現し方が反対になつております。そちらに書いてあるのは、「指定業者は、政令で定める額をこえる価格でその生産したニッケルを販売してはならない。私が申しました説明書には、指定業者は指定価格より以下で販売しろ」というような言い現し方だつたと思ひます。

○風早委員　そういくらくだらないミス・プリントを配付されては困るですが、価格の上にも明らかに積立金というものを二重に積み立てるのか、いずれにしましても私が今お尋ねしました点、すなわち通常に売れる値段、売つてやはり会社としては相当な利潤があるというその値段に対して、特別な積立金をやるという制度だと考えていいわけですね。その場合にはやはり販売価格というものは普通の場合の考え方で行つてゐる販売価格にプラス何がか特別な減価償却費、これは結局二重になるのじやないかと思うのですが、そういうものを織り込んだということになるのですか。具体的に言いますと、たとえば百七十万円というものがトン当り出て来るという場合に、それは何と何を含んでいるか、減価償却費を含んでないものが出て来るのかどうか。

○横尾国務大臣　今の価格の問題は非常にデリケートなものでありますから、よく御了解願いたいと思います。現在のニッケルの販売価格は相当に高いのでありまして、二百三十万円とかあるいは三百万円と称せられておる。ところが今鉱山局長が説明いたしまし

たように、ほんとうの生産原価——いわゆる製鍊費用、それに鉱石代、これらがほんとうの生産価格であります。それに幾らかの利潤は当然つけなければならぬ。つけてもなおかつ二百何十万円というような価格にならない。それでほんとうに市価がこれだからそれより売つていいわけなのです。それよりも幾らか安い値段で、その差額だけは積み立てさせる、こういうことなのです。その差額はお前たち全部とつてはいけない。それはお前たちが危険でやれない。私企業ではこの危険の分担が負いきれないというようなことだから、現在の販売価格が高いからそれよりも以下で、そして減価償却で得る金額を加えたもので売らそう、こういうことなのでございます。

○風早委員　そうなりますと、少し食い違つて来るのですが、確かに国内市価というものは現在めちやくちやによつて来ています。しかしこれは去年の暮ごろからの話で、昨年十一月は大体

百四十万円、十月は八十七万円、これはほとんど倍くらい、幾何級数的に上つて来ております。結局昨年(の)の十二月から二百万円台になつて、現在は二百五十万円とか出ておりますが、この問題をほんとうに考へて、今言つておられるようになれば、それでまた私はお尋ねの仕方がかわつて来ます。今百四十万円とか二百万円とかいつたのは、この法案をつくられます過程で皆横方(が)が考へられた一つの計算の基礎たるものと思ひますが、それでは現在二百五十万円が大体市価だといふ場合に、具体的に二百五十万円の中から数十万円を積立金にするおつもりであるのか、それとも二百五十万円に何かの積立金に

当るものをつけ加えたもので売り出す、とういうことになるのか、その点
がはつきりすればいいのです。

は物がないときに高くなることは当然であります。そのゆえに今二百四、五十万四も三百万もしているのではありません。それは何を現わしているかといへば、物が無いというのを、物が入らないということとを物語っているものと私は考えます。だからこゝろいう法案でもつくつて、ニッケルを生産しなければいかぬというのでございます。従つて二百五十万四しておるのに、それよりも安い値で売つて行こう、だから現在の市価にある程度加えるという意味ではないのであります。先刻申し上げます生産コスト、それにある程度の利潤を加えたものが、なおかつそれが現在の市価よりも非常に安いのだがから、その現在の市価よりも高くして売ろうという考えは一つもないのであります。さよう御了承願ひます。

○風早委員 一般に今まで伝えられて
いるところではその逆で、その差額、
つまり積立金に充てるものはこれは超
過利潤と考えられておつたと思うので
す。従つてその上にはみ出るものだとい
うふうに考えておつたと思うので
す。そのうちどん／＼市価が上ります
から、今あなたの言われるようになりく
つにさも合うように考えられますが、
実際は一般にそういうふうに理解され
ておつたと思うのです。今大臣のお話
だと、これはむしろ損失ですね。ちや
んと一般の販売市価があつて、その中
から特に一トン当り何十万円が積立て
て行く、こういうことになるわけです
ね。損失になるわけですが、――必ず

しも損失とも言えないのですが、言えないけれども、損失になつてもそれは政令で定める額をやはり積立てなければならぬのか、こういうことであるのですが、もしそうだとすれば、大体どのくらいをトン当りの額として積立てようと考えておられるのか。

○徳永政府委員 仮の数字でありますけれども、今見当をつけております数字で申し上げますれば、償却費を抜きました生産費が鉱石代八十万円入れます、百七十万円ならでざるであらうというふうに大ざつばに見ておるわけです。それにかかりに五十万円の特別償却金といふものか、その意味合いを持つておりまする本法にいわれる特別積立金といふものを加算いたしまして、二百二十万円になるわけですね。二百二十万円といふことは現在の市価よりもはるかに低いものである。われわれはこの製錬業を国内で起して需要を充足するのみならず、今の市価よりも安いものを供給し得るというところに本案の目的があるというふうに見ていただいていいのじゃないかと考えているわけでありませう。

○風早委員 一応わかりました。そうするとそのいわゆる生産費と言われるのは、百七十万円にしましても、それはまたたくあらゆる意味で償却費といふものは抜いてあるというわけですね。但しその償却費は非常に年限を極めて短期間に償却せよという意味で特別に多額を政府では考へてゐる。こういうことなんですね。

○横尾閣僚大臣 そうです。

○風早委員 わかりました。しかしそれにしても今の国際価格も若干は上つておりますが、国内価格というものはこ

れはともお話にならない開きがあるのじゃないかと思ふのです。ですからこれは正常に輸入がなされるというところであれば、正常でなくともある程度輸入がなされるということであれば非常にこの点は違つて来ると思ふのです。今非常に短期間に各国とも売りどめをし買ひあさりをした。ちやうどその過程に當つておるということですね。そのために非常にきつてくつでにわか値段が上つたという事情があるかもしれないが、国際価格と見合つて国内が高いものだからあまりに幅があるように思ふ。これは古い統計になつておりますが、四、五十万円になつておりますが、これはあまりひどいと思ふのですが、その間の関係についてはどういふ見通しを持つておられるか。

○徳永政府委員 この四、五十万円の国際価格を決定いたしておりまするインダナシヨナル・ニッケルの生産條件といひますか、これは鉱石の性質も全然違ふものでございまして、製錬所も山元に持つておる。大規模の露天掘及び坑内掘による硫化鉱を原料にしておる。しかも設備は十分償却済みの設備であらうと思ひます。従いましてこのインダナシヨナル・ニッケルは最近になつて若干値段を上げておりますけれども、昔の四十セントか五十セントに當つたくらいの二割か三割五分上りした程度で済ませておる。また済ませておるだけの余力を持つておるものと思つております。従いましてその価格は将来もそう上らないというふう

に私もは見えておるわけでありませう。それに對して日本では量が足りないから、何とかしてこういうことをもくろんでおりますけれども、石代そのものが向うの地金になつたものの倍もするものを契約せざるを得ないということには、はなはだ残念なことではございませうが、しかしなければ供給は確保できないということでは、万やむを得ずやつておる次第であります。

○風早委員 そこでたとへば特需の場合ですが、この製品を輸出して、アメリカならアメリカで買ひ上げるという場合に、実際これだけの原料高で引合ひ見通しはあります。大体向うは安いニッケルをやつておるわけですね。それに対してやはり見合ひより安い製品価格で売らなければならぬといふやうな場合、こういう高い原料でやつて、その原料高の負担はみんな国内の業者が負うわけですが、それによつて引合ひがどうかといふことですね。

○徳永政府委員 いわゆる特需に對しますものにつきましては、実は別途輸入がもくろまれておるわけですね。その数量は限られておりますけれども、三百数十トンのものが予定されておるわけですね。

○風早委員 それは鉱石ですね。

○徳永政府委員 いや、メタルです。これは安い四、五十万円のものが入つて来る。それが引当てられるというふうに見ておるわけですね。なお高いニッケルを使ひました問題でございませうが、たとへば輸出用の自動車というものを考えました場合に、ニッケルメツキをしない自動車というものが輸出できなくなるであらうことはわかりやすい道理だと思ひますが、ニッケルの国際価格に比べて五倍もするといふ非常に高い価格ではございませうが、それが自動車を生産費に及ぼす影響といふものは非常に微々たるものではないか

といふふうに考えております。

○風早委員 特需用のほかに民需用として入つて来るニッケルは、大体どのくらいと見通されておりますか。

○徳永政府委員 これは私も最近のいろ／＼な折衝の経緯等から見まして、メタルの地金の形ではほとんど入らないのではないかとこのように観測いたしてゐるわけでありませう。ただスクラップとかマツトとかいふやうな形ではある程度アメリカで輸出を許してくれておりますので、それによつて買付が行われておるわけでありませう。これは非常に大ざつばに見まして、買入れニッケル分は一、四半期につきまして百トンくらいあるではなからうかといふふうに見ております。但しただいままでわかつております買付済みのものは、いずれも値段は二百万円なりあるいはそれ以上のものとしてしか入つておりません。

○風早委員 そうするとマツトの形では三、四百トンくらいは入る。その値段はもろ／＼国際価格で非常に安く入つて来るわけですね。

○徳永政府委員 ただいま申しましたように、地金で入りますと、いわゆるしつかりした会社の分が入つて来るわけでございますから、四十万円とか五十万円であつて来るわけですが、スクラップになりますと、アメリカの市場にあるものを買ひあさつて来るものでありますから、その価格はべらぼうに高いです。ですから日本の買付済みのものや、やはり二百万円なり三百万円というふう

に相なつております。

○風早委員 そうしますと、特需でニッケルのちやんとメタルになつて入つて来るものが五十万円なり六十万円であつて、スクラップが二百万円であつて来る。これは民需と特需と手当の仕方が違ふという意味でそういうことになるわけですね。そうしますと、民需の場合にはそれを国内で売つてもうけるという余地はないわけですね。特需の場合にそれを特別に売つてもうけるという余地もまたないわけですね。これはまた返さなければならぬものになる。そういうところから全然余分な金は出て来ないと思ひます。

○徳永政府委員 御承知のように、私も今回提案いたします案では、そういうものがありさうだといふことで、そういうものを當てにしたやうな法案を案は用意しておつたわけでありませう。その後の状況はたゞいま申し上げましたごとく、たゞいまのところでは、安い地金は全部特需向けのものしか入らないことが予想される。それからスクラップ類は買付ができる、向うの輸出許可をもらへるという目途はありますが、将来はわかりませんが、今まで入りましたものは――まだ現物は入つておりませんが、買付済みのものはいづれも値段が高い。かりにこれによりまして二百万円、二百五十万円の売値にきめたといひました場合に、それと同等かそれより高いものしか輸入されようとしていないというふうな現状であります。

○風早委員 次々に情勢がかわつて来て、ますます不利になつて来ておるのだと、そういうことになつておるのだと思ふ。これは大体が根本に相当無理があると思ふ。これはあとでまたいふ／＼具体的にたがしてみたいと思ひます。この別子の新居浜なら新居浜に月百トン

あつて、スクラップが二百万円であつて来る。これは民需と特需と手当の仕方が違ふという意味でそういうことになるわけですね。そうしますと、民需の場合にはそれを国内で売つてもうけるという余地はないわけですね。特需の場合にそれを特別に売つてもうけるという余地もまたないわけですね。これはまた返さなければならぬものになる。そういうところから全然余分な金は出て来ないと思ひます。

もつとせよといふことになつて、ほんとにこれを確保して行くといふことになり、莫大な減価償却費があるわけだ。それはただ積立金を三十万四千五百四十四円に積んだだけでやつて行かれるといふことは、つまり短期間の償却といふことは困難だ。いふ／＼民需品で入つて来るニッケルなりマッタンなり、そういうものを国内で普通の国内市場で売却して、その差額を減価償却に充てて行くといふようなことは、方針としては考へておられるのか、その点をひとつ伺いたい。

○徳永政府委員 国内の市価をどうつかむかといふことにもなるかと思ひますが、先ほど大臣からお話もございましたように、今新規の輸入がほとんど行われていないために、二百五十万円とか三百万円とか四百万円というような値段が国内に形成されておられるわけですが、月百トンなりのもので供給できるという際に、二百五十万円であるか三百万円であるか、それを国内価格にしたらいじやないかといふのは少し行き過ぎではないか。当然量がふえれば値段は下るべきものであるといふ、その辺から最高の限界といふものは考へた方がよいのじやないかといふふうに考へておられるわけですか。

○風早委員 この千五百トンなら千五百トンの年間需要の中で、特需としての割合はどういふふうになりますか。

○徳永政府委員 お配りしております資料の中に、千四百五十九トンと推定いたしました場合の特需としての数字も、実は上げてあるつもりでございますが、二百二十四トンという数字を上

げてあります。もちろんこれも、推定であります。

○風早委員 次に国家補償の問題ですが、先ほどの説明員の御答弁の中に、これは予算に計上しているように言われたのですが、そこでいふ／＼疑問が起つておつたようですが、今年度の予算には少くともそれが計上してないわけですか。その点ちよつと……

○徳永政府委員 本年度の予算には、この分の補償金という形では全然計上してないわけでありまして、予算の技術上の問題といひましては、事故が起つて、この法律の適用によりまして、補償金をやらなければならぬといふことになりました場合に、その金額が確定し、その当然会計年度において、もし予備金等の流用という形で補償が実現できれば、その方で参りますし、それで不足するといふ場合には、翌年度の分に不足分を予算に繰り込むという手続によるというように予定いたしましたおるわけでありまして、

○風早委員 ちよん損失の出るということは将来の問題ですから、これを今からどういふこととは言えないのであります。そうしますと、予算に全然なくて、いふ／＼となればどこからかひねり出すというには、あまりに損失額といふものは多額であろうと思ひます。設備資金また原価輸入の費用その他を合すると、相当莫大なものになる。特に設備資金は何億というふうな、相当莫大なものになるわけですが、そういうふうな莫大な費用を、全然予算に計上しないといふそのこと自身が、この法案の根柢を疑わせるのですが、しかしその場合には、追加予算を要求するといふふうな御答弁もあると思つていたのですが、何とか予算の中でやりくりして参らうといふふうな、そういうきわめて安易なお考えですか。

○徳永政府委員 私が申し上げましたのは、追加予算なりあるいは補正予算なり、あるいはちよんなど新年度予算の編成時期でありますならば、新年度予算という形に現われるといふことである。いづれにいたしましても、事故が起つて法律上の義務が固まつてから、その直後の時期に予算の形で現われて参るといふふうに予定しております。

○風早委員 その点は非常に法案がルーズじやないかと私は思ひますが、それはそれくらいにしておきます。大体この減価償却の年限は、今の見通しでは何年くらいと見ておりますか。先ほど四箇年といふような話が出ておりましたが、大体四箇年くらいと見通しておられるのか。あるいはもつと短期間の償却を考へておられますか。

○徳永政府委員 この法律自身は、まともに償却期間についての特例を開くといふような組み方に、実はなつていないわけでございます。従ひまして業者としては、償却の特例といふものは他に持つておるのであります。この法律によれば、第八條の補償金をもらひました場合に、第九條によりまして、補償金に相当する金額は、帳簿価額を減額してよろしいといふ特典を持つてゐるわけでありまして、そのほかには償却の特典は持つてゐるわけではございません。ただ積立金に對しましては、法人税法第四條にありますが、重要な物産の指定をいたしましたして、本法によ

ります指定業者のみならず、ほかにニッケルの生産者といふものがございまして、そういう人たちが共通に、三年間法人税の免税を受けるという特典を考へてゐるわけでありまして、従ひましてこの積立金が、償却を要すべき資産の仕組を目標としてゐるわけでありまして、積立ができましたならば、償却は、普通の償却によつて、その設備の内容によりまして、あるいは十年あるいは十五年をかけて償却する、その償却する元金がここに課税の対象外のものとして与えられてゐるというように組立ててあるわけでありまして、

○風早委員 もう一点だけ数字をお尋ねしておきたいのですが、このニッケルの年間需要の推移ですが、大体二十年年度の一応の予想は千四百五十九トンといふことですが、その戦後の推移はどうなつておりますか。統計が出ていないので……

○徳永政府委員 昭和二十一年が九百五十六トン、二十二年が千二百二十トン、二十三年が千六百五十七トン、二十四年が千八百四十二トン、二十五年が千六百九十八トンといふ消費実績を推定いたしました。これは全部推定であります。

○風早委員 そうしますと、必ずしも年間需要といふものが特別に増大したといふわけでもないのですが、今突然こういふふうな法案を出されるというその趣旨、それを總括して局長からお話願ひたいと思ひます。

○徳永政府委員 こういふ国内生産を考へました趣旨は、昨年の夏以来輸入が、つまり朝鮮事変の勃発以来、世界の軍備拡張の趨勢に伴ひまして、ニッケルの需要が歴大にふえて参つておりまして、その結果として、日本の必要とするものが獲得できる見込みがなくなつた。ゼロではございせんが、先ほど来申し上げましたようなことで、十分なものがある確保できないといふようなことが、根本の動機になつておるわけでありまして、何とかして供給確保のことを考へたいと思ひまして、いふ／＼と研究いたしておつたわけでありまして、産業設備等事業をやめるのも一つの方法かと思ひ、考へまして、それがいかなる成行きを示すかといふことも注意深く見守つておつたのであります。ところが三月末日で事業廃止といふことになつた。さうなことで、その他余剰のことをいろいろ考へて案をつくり、大蔵省なりその他と折衝をいたし、また関係方面とも折衝いたしました結果、この案がいわば唯一最も適当な案であらうといふことになりまして、この案をとりまして、提議いたしました次第であります。

○風早委員 最後に横尾通産大臣にお聞きしたい。こういふ歴大な需要が新しく起つたが、これは決して日本だけの問題ではなくて、むしろアメリカ自身の問題だと思ひます。アメリカが非常な軍需をやつて、ニッケルといふようなものは、言うまでもなくアメリカとしては貴重な品目として相当買ひあさりもやつて、また生産も大いに増強するといふようなことで、需要が非常に起つたのだと思ひますが、そのとばかりとして、あるいはまたそのアメリカ自身から、日本の可能な限り、あるいは可能な限度をこえても日本の生産能力を同じ目的に奉仕させる、こういふ点からその問題が起つて来たのだと思

か、この輸出製品とは何であるかという事を考えれば、これらは全部今日戦争に使われる軍需品なのです。それ以外の何ものでもない。私はここに書いてあるこの品物を言っているのです。特別にニッケルがすぐ飛行機なにつて飛び立つと言っているわけでもない。軍需品というものは今日きわめて広汎で、多岐で、いずれもこれらは新しい、今企図せられている戦争目的に使われる品物であるという事を言っておきます。

それからなおどうしてもこれはおわかりにならないようですが、これはおわかりにならないでもないのです。この国庫補償が税金負担であるという事は、だれも否定することはできないという事を言っておきます。さらに市仙よりも安く売るといってお話ですが、今後実際にコストが下つて来れば別問題であります。そうでない限りそんなことはまったく考えられない、でたらめだと私は考えます。どうしたつてこの積立てというものは、やはり経済的な採算の範囲で行われているものと考えざるを得ないわけです。しかもそれでまだ足りなくて、いろいろ新しく安く輸入せられる品物を国内で高く売りつけて、その差額をこの減価償却費の中へ繰込んで行く、こういう企図をあなた方は持つておられるわけがあります。結局国際価格あるいはそれに準ずるもので安く買えるはずのものが、業者自身にとつては高く売りつけられる、こういう点もあわせて考えますと、これはただ税金の負担というだけじゃなくて、いろいろな面で他のニッケル消費者、これらの負担によりまして、その負担を一部かけることにより

まして、そうして一指定業者をどこまでも、最後の最後までめんどろを見て行く、こういう法案であるとわれわれは考えざるを得ないわけがあります。しかしこの日米経済協力の根本概念について、またこれに対する態度について、大臣と私と大分見解が根本的に違いますが、またこの議論はここからだけしたつてしようがないので、大体このくらいにして私の質問を終りたいと思います。

○横尾国務大臣 風早さんにひとつお願いしておきます。何かのときは常にすべてそれが軍需、特需に直結あるいは世界戦争に直結したようなお話を承りますが、表に示してあるように日常に在るものをやつているのでありますから、この点は聰明な風早さんの御了解をお願いしたいと思います。

○風早委員 やめようと思いましたが、れども、たとえば計量法案が昨日すでに通りました。こういうものに対して私どもは決してこれが軍需であるとか、あるいはアメリカの指図であるとか、そういうことを言つておるわけではない。それはわれわれの討論、質疑の過程で十分に御承知だと思ひます。しかしこのニッケルに關する限りにおいて、ことにニッケル事業の助成法案という事になりますと、これはもうあなたが何と強弁されても、この第一ページのしよつばなにあがつておるこれらの特殊鋼、その他のこういうふうな用途そのものを見ましても、徹頭徹尾これは軍需的な用途、またそのために特にこの新しい生産を確保しなければならぬという問題が提起せられ、あなたの方でそれを解決するためになんという方法をとられることになるのだ

と思ひますので、これは最後にさらにひとつだめを押しておきたいと思ひます。

○多武良委員 代理 ほかには御発言がないようですので、本案に対する質疑は終了いたしました。

本日はこの程度にて散会いたします。次会は明二十五日午前十一時より開会いたします。

午後五時五十分散会

昭和二十六年六月七日印刷

昭和二十六年六月八日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所